

第 3 期宮城県多文化共生社会推進計画

平成 3 1 年 3 月

宮 城 県

目 次

第 1 計画策定の考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の視点	1
(1) 「住民施策」としての位置付け	
(2) 役割分担と連携	
(3) 外国人県民を取り巻く情勢変化への的確な対応	
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
5 計画見直しの考え方	2
第 2 基本理念と基本方針	3
1 条例に定める基本理念	2
2 基本方針	3
(1) 計画の基本方針	
(2) 施策展開の考え方	
第 3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題	6
1 これまでの主な取組	6
(1) 「意識の壁」の解消に向けた取組	
(2) 「言葉の壁」の解消に向けた取組	
(3) 「生活の壁」の解消に向けた取組	
(4) 将来の課題への対応	
(5) 取組の総括	
2 外国人県民数の推移等	10
(1) 在留外国人の状況	
(2) 地域の多文化共生関連団体の状況	
(3) 外国人県民を取り巻く制度の変動	
3 外国人県民を取り巻く現状と課題	14
(1) 外国人県民に対する理解・認識の不足	
(2) 地域とのつながりが希薄	
(3) 多言語活用ツールの不足	
(4) 学習の機会の不足	
(5) 相談内容の変化	
(6) 就労支援の促進	
(7) 文化・習慣等の相互理解の不足	
第 4 施策の方向性と事業の取組方針	21
1 地域社会への更なる理念啓発	21
2 地域と外国人県民との連携強化	23
3 利用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供	26
4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上	28
5 相談体制・生活支援の体制強化	30
6 就労支援の促進	32
7 文化・習慣等の相互理解の促進	34
第 5 計画推進のために	36
1 計画の進行管理	36
2 関係機関等の役割	36
(1) 多文化共生の推進に向けた役割分担	
(2) 多文化共生の推進に向けた行政機関の連携・協働の強化	
(3) 地域におけるコーディネートの重要性	
(4) 多文化共生の推進に向けたネットワークの活用	
3 推進体制の強化	39
用語説明	40

第1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

宮城県では、多文化共生社会の形成を推進するため、基本理念を明確にするとともに、さらに広く県民に共通の認識に立つてもらうことを目的とし、平成19年7月11日に「多文化共生社会の形成の推進に関する条例」（以下「条例」とします。）を公布・施行するとともに、条例に基づき平成21年3月に「宮城県多文化共生社会推進計画」（以下「第1期計画」とします。）を策定しました。その後、平成26年3月に「第2期宮城県多文化共生社会推進計画」（以下「第2期計画」とします。）を策定し、県、市町村、地域国際化協会、民間団体等と連携を図り、多文化共生社会の形成の推進に関し施策を進めてきました。

第1期計画策定以降、16,000人台で推移していた県内の在留外国人（注1）は、平成23年3月に発生した東日本大震災後、約14,000人まで減少しました。しかし、その後は増加の一途をたどり、平成29年12月末現在で20,000人を超え、今後も新たな在留資格（注2）の創設等により更なる増加が見込まれます。また、国籍別にみると中国が最も多くなっていますが、近年、ベトナムやネパールなど東南アジアの増加が著しい状況です。

本計画は、こうした外国人県民の数の増加や国籍の多様化といった状況の変化に対応しつつ、第2期計画の取組を更に進めるとともに、多文化共生社会の形成の推進に関し施策（以下「多文化共生施策」とします。）を総合的かつ計画的に実施することを目的に策定するもので、今後の多文化共生施策の基本的な方向性と取組方針を示すものです。

2 計画策定の視点

これまでの取組内容等を踏まえ、以下の視点で計画を策定します。

(1) 「住民施策」としての位置付け

地域における多文化共生は「国際交流」「国際協力」と並び、地域の国際化を進めるための柱とされています。「国際交流」「国際協力」は海外の国・地域やそこに暮らす外国人が対象となるのに対し、「多文化共生」は地域の構成員として共に暮らす外国人住民が対象となるという特徴があります。

そのため、多文化共生施策は地域国際化の施策であるとともに、住民施策の一環であるという視点が求められます。

(2) 役割分担と連携

多文化共生社会の実現のために推進すべき取組は、地域における様々な分野に関わ

ります。そのため、各分野で県民、地域国際化協会、関係団体、学校、事業者、行政などが連携を図り、主体性を持ちながらそれぞれの役割を担うことが必要です。

(3) 外国人県民を取り巻く情勢変化への的確な対応

県内の外国人県民の数は震災以降増加を続けており、国の動向等もあり今後更なる増加や国籍の多様化が見込まれるなど、外国人県民を取り巻く状況は大きく変化しています。こうした変化や課題に、柔軟かつ的確に対応するとともに、一人一人が輝ける生活環境の整備を図ります。

3 計画の性格

宮城県は、本計画を条例第7条に基づく「多文化共生社会推進計画」として位置付けます。また、「宮城の将来ビジョン」（平成19年3月策定）及び「宮城県震災復興計画」（平成23年10月策定）の個別計画、総務省が平成18年3月に地方公共団体に策定を推奨した「地域における多文化共生推進プラン」として位置付けます。

4 計画の期間

本計画の対象期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。計画期間中に状況に著しい変化などが生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

5 計画見直しの考え方

本計画の策定に当たっては、第2期計画の期間において実施した事業の成果等を検証するとともに、外国人県民を取り巻く状況の変化などを踏まえ、本県の多文化共生に関し課題を明確にしました。

その上で、第2期計画の基本理念や基本方針など、基本的な考え方を継承しつつ、必要な見直しを行ったものです。

第2 基本理念と基本方針

1 条例に定める基本理念

「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」
国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重と社会参画

国籍、民族等の異なる人々が、互いに文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し合い、地域社会の対等な構成員として共に生きる「多文化共生社会」の形成を推進することで、すべての県民が各々の能力と個性を発揮できる豊かで活力のある宮城県となることを目指します。

条例で定める多文化共生社会の基本理念は以下のとおりです。

- 1 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民の人権が尊重される社会
- 2 国籍や民族等の違いにかかわらず、県民が地域社会に参画できる社会
- 3 県、市町村、事業者、県民等が適切に役割を分担し、協働して取り組む社会

2 基本方針

(1) 計画の基本方針

外国人県民とともに取り組む地域づくり
—意識の壁の解消—

外国人県民の自立と社会活動参加の促進
—言葉の壁の解消、生活の壁の解消—

本計画においては、第2期計画から引き続き「外国人県民とともに取り組む地域づくり」と「外国人県民の自立と社会活動参加の促進」を基本方針として掲げ、多文化共生の推進に取り組みます。

「第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題」に示す各現状における「外国人県民に対する理解・認識の不足」、「地域とのつながりが希薄」については「意識の壁」、「多言語活用ツールの不足」、「学習の機会の不足」については「言葉の壁」、「相談内容の変化」、「就労支援の必要性」、「文化・習慣等の相互理解の不足」については「生活の壁」に当たります。

まず、「意識の壁」を解消することにより、外国人県民と地域住民による地域コミュニティの形成が促進されるとともに、外国人県民を含めた県民や各関係機関が適切な役割分担を図り協働して多文化共生に取り組むことで、外国人県民とともに取り組む地域づくりが可能となります。

次に、「言葉の壁」を解消することにより、外国人県民が必要な情報を入手することが可能となり、生活の安全安心が守られるとともに、地域への適応力が向上します。

さらに、「生活の壁」を解消することにより、外国人県民とその家族に対する相談体制や生活支援が強化され、外国人県民が地域や職場で能力を発揮することが期待されます。また、多文化への知識・知見について相互理解の促進が図られます。

(2) 施策展開の考え方

多文化共生施策を進めるためには、関係機関がそれぞれの役割を主体的に担うとともに、連携を図りながら取り組むことが必要です。多文化共生施策は、地域の国際化に向けた住民施策であるという視点を踏まえ、基本理念の啓発や外国人県民の生活を支援する基本的な施策については行政機関が中心的な担い手となり、行政機関では効果的な展開が困難な技術性、地域性、柔軟性が求められる分野については、公益財団法人宮城県国際化協会（以下「県国際化協会」とします。）や市町村国際交流協会、NPO（注3）等の団体が担うことが望ましい形といえます。

第2期計画期間においては、各地域における実情を踏まえながら、実現できる取組から実施していくこととし、実現が難しい取組については、関係機関が連携・補完し合いながら、施策を進めてきました。

本計画の期間である平成31年4月からの5年間においては、各地域における状況や課題を把握・共有しながら、第2期計画において実施した取組に関し実績や効果検証を踏まえ、より効果的かつきめ細やかに各種施策を実施することとします。そのためには、外国人県民が有するそれぞれの背景等を踏まえ取組の対象を明確にするとともに、計画期間内の年度ごとに事業計画を立てるなど、PDCA（計画→実行→評価→改善）を徹底します。最終的には、外国人県民にとって身近な支援機関である市町村自らが外国人支援に取り組めるよう、県として必要な支援を行っていきます。

また、既に多文化共生施策に積極的に取り組んでいる地域にあっては、外国人県民のニーズ等に応えながら、その取組を更に発展できるよう、全県的な理念啓発や先進的な取組を行うとともに、他地域に取組を展開できるよう広域連携などの施策推進に努めます。

条例に定める基本理念

「多文化共生社会の実現により豊かで活力のある宮城へ」
国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重と社会参画

計画の基本方針

外国人県民とともに取り組む地域づくり
－意識の壁の解消－
外国人県民の自立と社会活動参加の促進
－言葉の壁の解消、生活の壁の解消－

計画策定の基本的考え方

外国人を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応し、一人一人が輝ける環境の整備
新たな課題である「外国人県民の増加と多様化（Diversity）」への的確な対応

Plan

Do

施策の方向性

1 地域社会への更なる
理念啓発

2 地域と外国人県民との
連携強化

3 活用可能な情報収集の支援
及び多言語に対応した情報の提供

4 多様な学習支援による
地域社会への適応力向上

5 相談体制・生活支援の
体制強化

6 就労支援の促進

7 文化・習慣等の相互
理解の促進

Action

Check

計画期間：5年間（平成31年度から平成35年度まで）

第3 これまでの取組及び外国人県民を取り巻く現状・課題

1 これまでの主な取組

平成 26 年 3 月に策定した第 2 期計画においては、「外国人県民とともに取り組む地域づくり」、「外国人県民の自立と社会活動参加の促進」を基本方針として、「意識の壁」、「言葉の壁」、「生活の壁」を解消するための取組を行ってきました。

(1) 「意識の壁」の解消に向けた取組

◆基本理念の啓発による多文化共生社会の基盤づくり

外国人県民に対する理解不足などを解消し、多文化共生社会の基盤づくりを推進するため、地域や教育現場等、様々な場面で市町村等の関係機関と連携し外国人県民を含めた県民、行政機関等に対する啓発事業を実施しました。また、関係機関が協働して多文化共生を推進するための体制整備を図りました。

【主な具体的取組】

- ・多文化共生シンポジウムの開催、宮城県多文化共生社会推進審議会の運営、市町村職員等研修会の開催、啓発ツールの作成、職員連絡会議の開催等〔県〕
- ・国際理解教育支援、市町村国際交流協会・NPO等の国際交流・多文化共生イベントへの支援、情報発信（広報誌、HP・SNS等）等〔県国際化協会〕

◆外国人県民と地域住民との連携の推進

市町村等が実施する各種行事に外国人県民の参加を促すため、民生委員等へ意識啓発を行うとともに、災害発生時など緊急時に備え、防災知識の醸成を図りました。また、地域とのつながりを強化するため、外国人県民と地域住民との日常的な交流や防災訓練への参加を促進することに努めました。

【主な具体的取組】

- ・防災訓練への参加促進、防災ハンドブックの作成・配布、技能実習生との共生の地域づくり推進事業等〔県〕
- ・防災研修の実施、民生委員等向け意識啓発等〔県国際化協会〕

(2) 「言葉の壁」の解消に向けた取組

◆情報面からの生活の安全安心の確保

行政機関等への意識啓発や多言語支援ツールの作成・配布を通じ、情報の多言語化を推進しました。また、医療・保健分野において、通訳ボランティアの活用等を通して、多言語対応を行いました。

【主な具体的取組】

- ・災害時通訳ボランティアの整備（県国際化協会への委託事業）、多言語支援ツールの作成（防災ハンドブック・ヘルプカード等）、保健福祉関連相談業務における通訳の活用等〔県〕
- ・多言語生活情報の提供等〔市町村〕
- ・多言語情報紙，生活ガイドブックの作成・発行，SNSによる情報発信，外国人支援通訳サポーター紹介・育成等〔県国際化協会〕

◆外国人県民の地域社会への適応力向上の促進

日本語講座の充実を図るとともに，児童への学習指導や生活オリエンテーションなどの取組を通じ，外国人県民の地域社会への適応力向上に努めました。

【主な具体的取組】

- ・日本語講座の開設等〔市町村，県国際化協会，市町村国際交流協会，NPO〕
- ・日本語ボランティア支援，多国籍児童生徒支援等〔県国際化協会，NPO〕
- ・日本語指導非常勤講師の配置等〔県〕
- ・日本語指導補助者の配置等〔市町村〕
- ・国際交流ライブラリーの整備，漢字学習用教科書の発行と配布，外国籍児童生徒支援事業，ニューカマーのための生活適応支援プログラム，日本語教育支援者の能力向上等〔県国際化協会〕

(3) 「生活の壁」の解消に向けた取組

◆外国人県民とその家族の家庭生活の質の向上の促進

文化的背景の違いなどから外国人県民とその家族が抱える生活の課題を解消するための相談事業等を実施するとともに，迅速かつきめ細やかな対応が可能となるよう相談体制を強化するため，対応職員の技術向上を図りました。また，身近に感じられる相談窓口の整備にも努めました。

【主な具体的取組】

- ・みやぎ外国人相談センターの設置（県国際化協会への委託事業），相談窓口対応職員等研修等〔県〕
- ・外国人相談対応体制の整備等〔市町村〕
- ・弁護士会との連携，相談員等向け研修会の実施，セルフケア研修の実施等〔県国際化協会〕

◆外国人県民の能力発揮の促進

外国人県民の活躍に向け，就業支援や各種サポーター等として外国人材の活用を図り，社会参画や人材活用を促進しました。

【主な具体的取組】

- ・外国人介護人材受入啓発事業（県国際化協会への委託事業）、外国人留学生定着支援事業、技能実習生と地域との交流促進等〔県〕
- ・各種サポーターとしての外国人材の活用、技能実習生と地域住民との関係づくりの促進、みやぎのふるさとふれあい事業、ホストファミリーの登録と紹介等〔県国際化協会〕

(4) 将来の課題への対応

◆外国人県民と共生する体制の構築

職員連絡会議や市町村国際交流協会連絡会議などを通じ、外国人県民の増加等に速やかに対応できる体制構築に努めるとともに、理念啓発も継続して行いました。

【主な具体的取組】

- ・職員連絡会議の開催等〔県〕
- ・市町村国際交流協会連絡会議の実施、日本語教室連絡会議の実施等〔県国際化協会〕

(5) 取組の総括

【行政の取組】

県においては、全県的な基本理念の啓発・情報提供を進めるとともに、広域的・先進的な課題に取り組むため、県国際化協会との連携によりシンポジウムや研修会等を開催するとともに、近年増加が著しい技能実習生や留学生を対象にした事業を実施しました。

また、市町村においては、生活に密着した支援の拡充や地域における基本理念の啓発のために、外国人県民等の置かれている状況など地域の実情に合わせた取組を行いました。

【県国際化協会、市町村国際交流協会、NPOの取組】

県国際化協会は、日本語講座の立ち上げ支援など、地域の多文化共生に関し専門的視点から様々な支援を実施しました。また、市町村国際交流協会やNPOなどは、各種イベントや日本語講座、相談対応など地域の実情に合わせたきめ細やかな取組やネットワークを活用した支援等を実施しました。

これらの関係機関等との連携・協働による様々な取組の結果、多文化共生社会の理念については、一定程度浸透したものと考えられます。

第2期計画の取組に関し項目ごとの総括については、次のとおりです。

【「意識の壁」の解消のための取組】

県では、平成 21 年に第 1 期計画を策定後、市町村、県国際化協会、市町村国際交流協会、NPO 等と連携しながら、シンポジウムの開催や啓発グッズの作成・配布など、県民に対して多文化共生に関し様々な啓発事業を行ってきました。これらの取組により、県民への多文化共生に関し理念の浸透は一定程度進んだものと考えられます。また、行政内部においても、職員連絡会議等を実施した結果、多文化共生担当部署以外の組織に対しても一定程度の理念浸透が図られたものと考えます。

一方で、外国人県民の置かれている状況やニーズは地域ごとに差異が生じており、市町村の施策の進捗も様々という現状があるなど、未だ充分とは言えない側面もあります。

【「言葉の壁」の解消のための取組】

多言語情報の提供などの取組は、県内 35 市町村のうち半数以上が実施しており、一定程度進んでいます。一方、外国人県民の人数や課題の顕在化の有無等により、日本語講座の開催など市町村における取組には差が生じています。今後も、保健福祉関連や労働関連、日常生活関連窓口での対応等において、通訳や各種ツールの活用など多言語対応に向けて一層の推進が求められます。

【「生活の壁」の解消のための取組】

外国人相談センターについては一定程度その周知が図られ、活用が進んでいるものの、市町村が独自に相談を受ける体制は整っていない部分があるため、きめ細やかな相談対応を行うことが可能な体制整備が求められています。また、能力発揮の促進においては、介護人材の受入啓発、留学生の定着促進、技能実習生と地域住民との交流促進などの取組を行いました。今後は、増加する外国人雇用者への対応のためにも、そうした取組に加え、生活環境の整備に向けた取組も必要です。

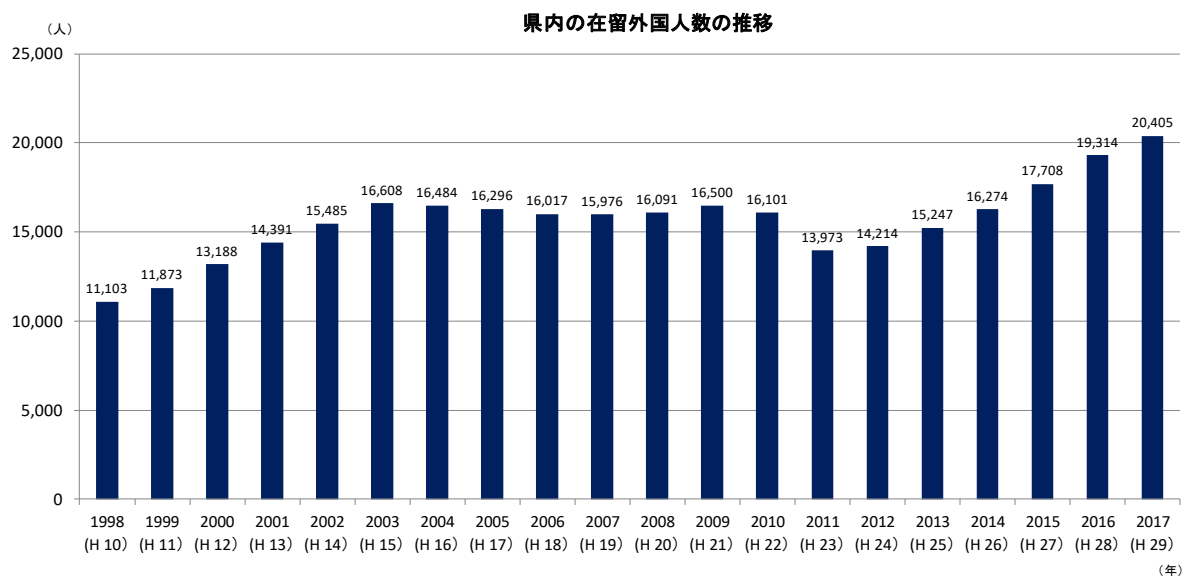
2 外国人県民数の推移等

(1) 在留外国人の状況

日本における在留外国人の数は、在留管理制度、外国人住民の住民基本台帳制度に基づき、各市町村へ住民登録を行っている中長期在留者（注4）及び特別永住者（注5）の数によって把握できます。

全国の在留外国人数は、平成29年末現在で256万1,848人となっており、全国の推計人口1億2,659万人（平成30年1月1日現在）の2.02%となっています。

県内の在留外国人数は、平成29年末現在で20,405人となっており、県推計人口2,320,893人（平成30年1月1日現在）に占める割合は0.88%となっています。在留外国人数の推移を見ると、平成10年末では11,103人でしたが、平成15年末では16,608人と右肩上がりに推移しました。その後はこの平成15年をピークに16,000人台で推移し、平成22年末では16,101人となっていました。平成23年3月に東日本大震災が発生し、留学生や技能実習生（注6）が減少したことなどから、平成23年末では13,973人と落ち込みましたが、その後、増加を続け、平成29年末では20,405人となり過去最高を更新しました。



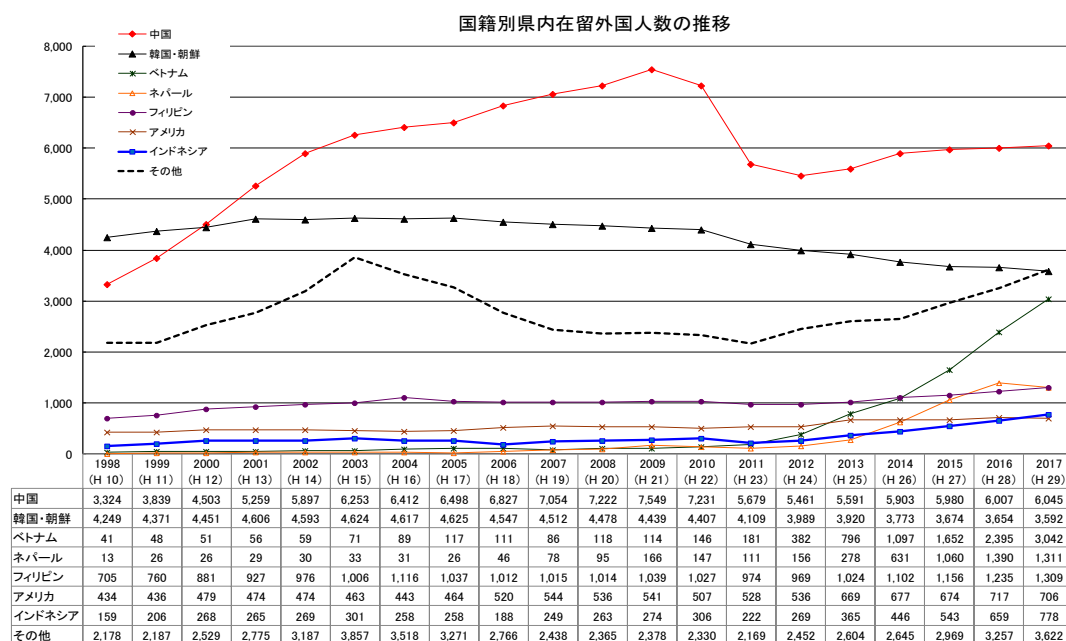
※2011（H23）年までは外国人登録法に基づく外国人登録者数（注7）

出典：法務省「在留外国人統計」

【国籍別】

県内の在留外国人を国籍別に見ると、次のような状況となっています。

- ・アジア諸国が上位となっています。
- ・かつては韓国・朝鮮籍が最多でしたが、平成 12 年以降は中国籍が最多となり、続いて韓国・朝鮮籍となっています。
- ・三番目に多い国籍は、フィリピン籍となっていました。平成 26 年以降はベトナム籍に変わりました。
- ・平成 29 年末ではベトナム籍、ネパール籍、インドネシア籍など東南アジア出身者が増加傾向を示しています。

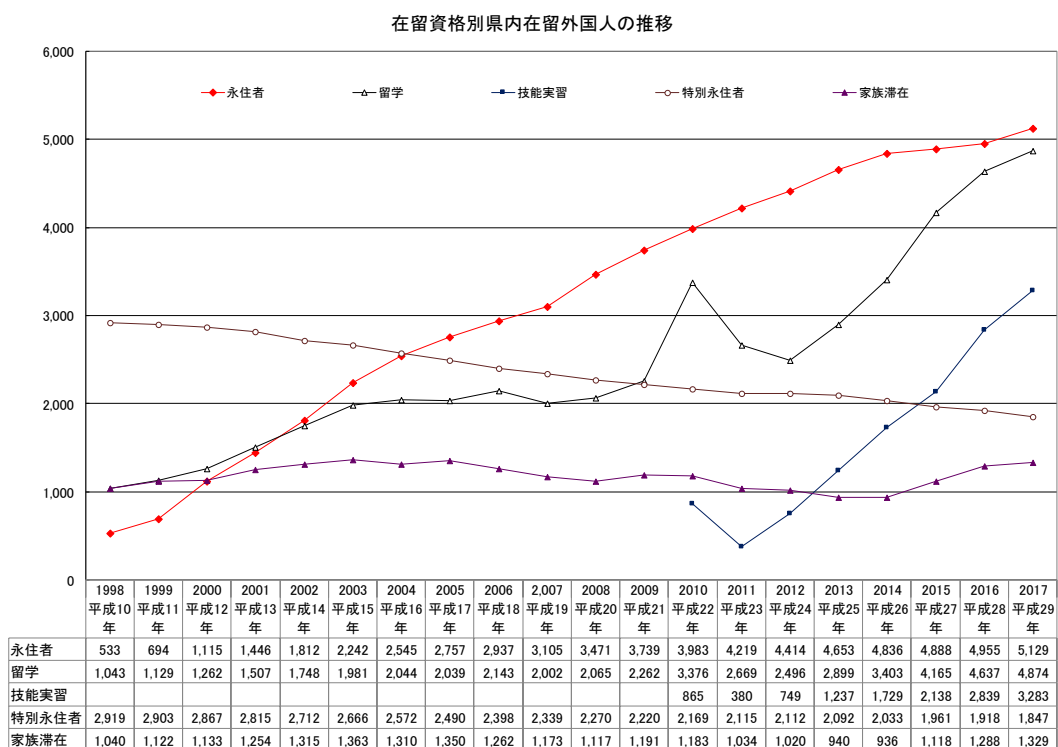


出典：法務省「在留外国人統計」

【在留資格別】

県内の在留外国人を在留資格別に見ると、次のような状況となっています。

- ・平成 14 年末までは、特別永住者が最も多くなっていましたが、その後、永住者（注 8）が大きく増加しました。平成 17 年には永住者が最も多くなりましたが、これは日本人の配偶者等からの在留資格の変更等によるものと推測されます。
- ・近年、留学と技能実習の増加が大きく、留学については、平成 21 年には特別永住者を上回り、二番目に多い在留資格となりました。技能実習については、平成 22 年の統計開始以降、平成 23 年には震災の影響で減少したものの、その後は増加を続け、平成 27 年には三番目に多い在留資格となりました。
- ・平成 29 年末では永住者が 25.1%，留学が 23.9%，技能実習が 16.1%となっています。



出典：法務省「在留外国人統計」

【宮城県の特徴】

県内の在留外国人の特徴は、次のような点となっています。

- ・全ての市町村に外国人が居住しています。
- ・仙台市内の大学，日本語学校に入学している留学生が多く，留学の在留資格の割合は，全国の12.2%に対し，宮城県は23.9%と約2倍の割合となっています。
- ・地域の分布では，県全体の約20,000人の在留外国人のうち，約13,000人が仙台市に，約7,000人がその他の市町村に点在して居住しています。

在留資格別の構成 (宮城県)

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	5,129	25.1%
2	留学	4,874	23.9%
3	技能実習	3,283	16.1%
4	特別永住者	1,847	9.1%
5	家族滞在	1,329	6.5%
6	日本人の配偶者	990	4.9%
7	技術・人文知識・国際業務	955	4.7%
8	定住者	435	2.1%
9	教授	249	1.2%
10	技能	241	1.2%
-	その他	1,073	5.3%
計		20,405	100.0%

(全 国)

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	749,191	29.2%
2	特別永住者	329,822	12.9%
3	留学	311,505	12.2%
4	技能実習	274,233	10.7%
5	技術・人文知識・国際業務	189,273	7.4%
6	定住者	179,834	7.0%
7	家族滞在	166,561	6.5%
8	日本人の配偶者	140,839	5.5%
9	特定活動	64,776	2.5%
10	技能	39,177	1.5%
-	その他	116,637	4.6%
計		2,561,848	100.0%

出典：法務省「在留外国人統計」

平成29年12月末現在 在留外国人数（市町村・国籍別）

市 区 町 村			総 数	中 国	韓 国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	台 湾	米 国	そ の 他
宮 城 県	仙 台 市		12,746	3,990	2,001	1,661	521	62	1,251	232	501	2,527
		青 葉 区	6,226	2,185	768	769	167	26	529	115	173	1,494
		宮 城 野 区	1,906	664	326	301	132	7	173	23	51	229
		若 林 区	1,315	300	207	254	44	3	305	23	23	156
		太 白 区	1,992	547	396	189	102	9	192	19	101	437
		泉 区	1,307	294	304	148	76	17	52	52	153	211
	石 巻 市		1,049	196	100	275	133	10	7	11	35	282
	塩 竈 市		509	161	49	188	19	4	3	3	13	69
	気 仙 沼 市		463	138	24	45	85	2	3	7	9	150
	白 石 市		196	54	39	19	26	-	-	3	4	51
	名 取 市		384	125	79	43	21	6	8	5	4	93
	角 田 市		183	87	30	9	35	2	-	-	2	18
	多 賀 城 市		491	196	101	69	21	6	8	7	12	71
	岩 沼 市		224	69	31	55	17	4	1	1	4	42
	登 米 市		338	127	67	30	58	1	2	-	7	46
	栗 原 市		357	100	78	88	35	9	-	1	12	34
	東 松 島 市		117	35	29	12	16	-	-	3	5	17
	大 崎 市		879	255	235	66	82	5	12	23	25	176
	富 谷 市		201	48	70	18	8	9	-	4	8	36
	刈 田 郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		蔵 王 町	71	5	14	8	19	-	-	1	1	23
		七ヶ宿町	21	6	4	-	-	1	-	-	-	10
	柴 田 郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		大 河 原 町	93	21	19	5	13	-	-	-	4	31
		村 田 町	48	6	8	1	7	-	-	-	2	24
		柴 田 町	183	63	43	12	14	3	1	13	5	29
		川 崎 町	50	7	18	6	6	1	-	-	2	10
	伊 具 郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		丸 森 町	166	28	16	31	29	3	-	14	6	39
	亘 理 郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		亘 理 町	109	39	15	4	15	5	-	-	5	26
		山 元 町	53	10	7	3	18	-	-	1	6	8
	宮 城 郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		松 島 町	53	11	11	-	8	-	-	5	3	15
		七ヶ浜町	68	9	10	7	10	1	1	-	5	25
		利 府 町	155	41	35	26	14	1	-	3	6	29
	黒 川 郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		大 和 町	397	19	52	100	9	109	14	1	5	88
		大 郷 町	57	16	9	11	5	1	-	-	1	14
		大 衡 村	86	-	18	34	1	-	-	-	1	32
	加 美 郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		色 麻 町	51	25	9	11	2	-	-	-	1	3
		加 美 町	151	27	33	44	16	5	-	3	5	18
	遠 田 郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		涌 谷 町	59	15	19	2	8	-	-	-	3	12
		美 里 町	74	19	26	5	11	-	-	1	1	11
	牡 鹿 郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		女 川 町	172	25	4	121	4	1	-	-	-	17
	本 吉 郡		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		南 三 陸 町	151	72	5	33	23	-	-	-	3	15
合 計			20,405	6,045	3,308	3,042	1,309	251	1,311	342	706	4,091

出典：法務省「在留外国人統計」

(2) 地域の多文化共生関連団体の状況

地域における外国人県民の支援等に関わる多文化共生関連団体の設置（設立）状況を見ると、国際交流協会は21市町・1地域に26団体が設立されています。また、多文化共生に関連するその他の団体としては、日本語講座を主催している団体（国際交流協会や市町村を除く。）が5市町に12団体に所在していますが、全県下における設置には至っておりません。

(3) 外国人県民を取り巻く制度の変動

平成29年11月1日に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関し法律が公布され、技能実習制度の適正な実施と技能実習制度の拡充が図られました。これにより、技能実習生の実習期間は最長5年となりました。

また、平成30年12月14日に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が交付され、新たな在留資格が創設されます。さらに、法務省の入国管理局を格上げし、新たに出入国管理庁を設けることとされました。

3 外国人県民を取り巻く現状と課題

(1) 外国人県民に対する理解・認識の不足

【現状】

多文化共生社会を実現するためには、地域を構成する県民一人一人がその理念をしっかりと理解することが必要です。県では、市町村、県国際化協会、市町村国際交流協会、NPO等と連携しながら、シンポジウムの開催や啓発グッズの作成・配布など県民に対して様々な啓発事業を行うなど、広く多文化共生の理念啓発を図ってきました。

第1期計画策定から10年目を迎え、多文化共生の理念については一定程度浸透したと考えられるものの、外国人県民の置かれている状況やニーズは地域ごとに差異が生じており、市町村の施策の進捗も様々という現状があるなど、未だ充分とはいえない側面もあります。

行政内部においても、職員連絡会議の開催等を実施した結果、多文化共生担当部署以外の組織に対する多文化共生の理念の浸透は一定程度図られたものの、充分とはいえない状況です。

また、外国人県民の意識についてみると、平成29年12月に県が実施した外国人県民アンケートによれば、周囲からの差別、偏見等を感じることもあるかという設問への回答について、外国人ということでのいやな経験、つらい思いの経験の有無について、「よくある」「時々ある」が38%、「過去に経験したが今はない」が20%となるな

ど、つらい経験をしたことがある人が半数を超えています。また、外国人県民にとって暮らしやすいまちになるための行政への希望事項（複数回答）として、「日本語や日本文化を学ぶ機会を充実させる」が37%となっています。さらに、日本人と外国人との相互理解が必要といった意見も寄せられています。

【課題】

こうしたことから、地域住民はもとより住民生活に直接関与する行政機関及び外国人県民の双方に対し、多文化共生の理念啓発について一層強化することが重要です。

そのためには、地域や職場、学校など様々な場面で引き続き啓発を行うとともに、より効果的な取組となるよう、実施した取組の検証を図り、その対象や成果も意識しながら、多文化共生の理念への理解を深めていく必要があります。あわせて、保健福祉、教育、住民窓口等を担当する行政機関と更なる連携及び情報共有が求められます。

(2) 地域とのつながりが希薄

【現状】

外国人県民が地域において安全安心な生活を送るためには、日頃から地域住民との交流を図るなど、地域において「共助」の一員となることが大切です。防災意識の向上や災害への備えが求められる中、日常からの地域住民とのつながりは非常に重要です。

一方、社会情勢の変化もあり、地域コミュニティの希薄化という状況があります。外国人県民アンケートの結果によれば、「仲良くしている人がまったくいない」「あいさつする人がいる」「立ち話をする人がいる」が46.5%となり、地域住民との交流が希薄となっている傾向が見られます。さらに、自由意見の中には、「会話の相手は家族のみ」「日本人や近所との交流が少ない」といった記載もありました。

【課題】

地域と外国人県民等が連携を図る上では、日頃から外国人県民に対して地域における各種行事や防災訓練への参加を促すとともに、防災・防犯に関し知識習得の機会を設け、自助・共助の力を培っていくことが重要です。

また、地域の支援団体や外国人県民同士のつながりも重要であることから、学習支援としての機能も持つ地域の日本語講座等への参加による交流及び外国人コミュニティにおける交流の機会を創出する必要があります。

さらに、外国人県民のコミュニティリーダー（注9）の育成などにより地域での活躍の場を広げるとともに、行政が住民参画の機会を設ける際に、外国人県民の人材活

用を進めていくことも必要です。人材活用においては、永住者など長期間県内に居住する外国人はもちろん、留学生やその他の在留資格を持つ外国人県民についても、地域づくりや多文化共生の担い手として活躍することが求められます。

(3) 多言語活用ツールの不足

【現状】

外国人県民が地域住民としての義務・役割を果たし、各種公共サービスを活用するためには、行政情報などの各種情報を一定程度正確に理解し、日本語の読み書きや会話が必要となる場面が多くなります。

外国人県民アンケートの結果によれば、日本語を話す・聞く能力は、日本への居住年数に比例し、居住年数が短くなるにつれその能力が低くなる傾向にあります。日本語の読み書きや会話能力が十分でないと、行政機関や学校などからの配布物や、医療機関の書類などが理解できず、生活上必要な情報の入手や住民としての義務を果たす上で支障が生じることが考えられます。特に、災害時や緊急時などにおいては、重要な生活情報等が入手できず十分な支援が受けられなくなるなど、生命や安全に関わる場面で大きな困難に直面することも懸念されます。そのため、今後も行政情報の多様化等を踏まえ、様々な分野において、情報提供の多言語化が必要です。

さらに、スマートフォンなど新しい情報通信機器の普及に伴い、コミュニケーションの手段や情報の入手方法も大きく変化しており、そうした部分への適応も求められています。

【課題】

生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語ややさしい日本語（注 10）により提供することが求められるとともに、通訳ボランティア等の活用の推進、関係機関に対する多言語対応について一層の啓発が必要となります。大規模災害時等においては、外国人県民の安全安心を確保するため、市町村間や県域を越えた連携を図ることも重要です。また、ICT（情報通信技術）やスマートフォンなどのツールを活用することで、更に多くの情報を提供できる可能性があります。

多言語情報の提供などの取組は、県内 35 市町村のうち半数以上の市町村が提供しているなど一定程度進んでいる一方、定住外国人の人数等により、市町村における多言語化の取組には差が生じています。今後も、保健福祉関連や労働関連、日常生活関連の相談窓口において通訳等の活用による多言語対応の推進が求められます。

一方で、多言語化された情報の精度が低いケースもあり、多言語化の推進と併せて情報の確認を行うことが求められています。

(4) 学習の機会の不足

【現状】

来日してから日の浅い外国人県民の多くは、大学や日本語学校のほか、県内の国際交流協会やNPOなどによる日本語講座等で日本語を学習していますが、日本語講座が開設されていない市町村もあるため、遠方の講座に通わざるを得ない人や交通手段がないために通うことができない人もいます。また、日本語学習のニーズは多様化しており、既存の日本語講座だけでは対応しきれないケースも考えられます。

日本語講座は日本語を学ぶだけでなく、交流や情報交換を行い、日本の生活や文化を学ぶ場にもなっており、防災に関し基礎知識等を得る場としても重要です。外国人県民アンケートの結果によれば、「日本語に不自由はないので、学習の必要はない」が31%となった一方で、「現在学習している」が35%、「現在学習していないが、できれば学習したい」が28%となっています。また、日本語を学習していない理由については、回答者（複数回答）のうち「近くに学べる場所がない」が33%、「学習場所についての情報がない」が24%となっています。

また、県内の小・中学校（仙台市を除く。）には66人の外国籍の児童・生徒が在籍し、このうち、日本語指導が必要な外国人児童・生徒の受入れは39校59人となっています（平成30年5月1日現在）。外国人児童・生徒を受け入れている学校に対しては、必要に応じて指導教員（非常勤講師等）を配置し、外国人児童・生徒一人一人に応じた日本語指導の充実に努めていますが、中国語、韓国語、タガログ語など多様な母国語への対応も必要です。

【課題】

日本語講座は、外国人県民が日本語や日本の生活習慣等について学習する重要な機会であり、引き続き適切に確保していくことが求められています。加えて、学習希望者のニーズに応じた支援やICTの活用等を含め、日本語学習支援の在り方を検討する必要があります。

また、小・中学校における外国人児童・生徒の日本語指導においては、必要な条件や能力を備えた講師の任用や指導補助者の配置等を充実させるとともに、状況に応じ、児童・生徒の保護者の支援についても配慮する必要があります。

(5) 相談内容の変化

【現状】

県では県国際化協会に委託し、みやぎ外国人相談センターを設置しています。相談内容の内訳を見ると、平成26年度までは離婚やドメスティック・バイオレンス（DV）

などの「家庭生活」に関し内容が最も多く、平成 27 年度以降は「生活一般」や「保健医療」といった内容が上位を占めています。在留外国人の在留資格において、留学や技能実習の増加が著しいなど、その構成比が変わってきていることも影響の一つと考えられます。

また、外国人県民アンケートの結果によれば、病院に求める言語支援について、「母国語で会話できるスタッフ等」が 27%（複数回答）、「通訳者」が 25%（複数回答）となっています。

【課題】

外国人県民の場合、在留資格や文化的背景等の違いから、問題が複雑化しやすい傾向があります。また、外国人県民本人が抱える悩みやストレスだけではなく、その家族や外国人県民を迎えた地域にとっても、日常生活に困難を感じたり摩擦が生じることがあります。また、それらの問題の相談先に関し情報が十分に届いていない場合もあります。

こうした状況から、行政機関、行政書士、弁護士など多様な機関との連携や担当職員の相談技術向上を図ることで、より迅速かつきめ細やかに対応できる体制を構築するとともに、相談者がより相談しやすく、相談窓口を身近に感じられるような対応を行うことが求められています。

あわせて、外国人相談窓口の更なる周知広報に加え、外国人コミュニティにおけるつながりを強化し、外国人同士が互いの知識と経験を共有できる場を提供する必要があります。さらに、より効果的に生活支援に取り組めるよう、関係機関内における各種情報の共有や協力・連携を図り、事業者においても取組可能な支援を行う必要があります。

(6) 就労支援の促進

【現状】

外国人労働者の数は、平成 29 年 10 月末で 9,000 人を超え過去最高を記録するとともに、県内の外国人労働者を雇用する事業所数も過去最高を記録しました。また、在留資格では、「技能実習」、「専門的・技術的分野」の外国人が増加するとともに、留學生の受入れが進んでいることに伴い留學生の資格外活動も増加しています。雇用情勢の改善が見られていること等を背景に「永住者」や「日本人の配偶者等」など活動に制限がない「身分に基づく在留資格」も増加しています。こうした傾向は今後も続くものと考えられ、外国人県民の自立と社会活動への参加を促進するためにも、就労支援の更なる充実が求められています。

一方で、外国人県民アンケートの結果によれば、「いやな経験等をいつ感じるか」という設問について、「仕事中」が42%と最も多くなるなど、今後も増加することが予想される外国人労働者に対し、その受入環境が十分に整っていない状況も見受けられます。事業者側においても、多文化共生の理念に関し認識が不足していることで差別・偏見の意識につながっている可能性があり、外国人の雇用に際しては、多くの事業所で日本語能力や日本の商習慣・企業風土に対する理解促進に係る支援が求められています。

【課題】

外国人県民の自立と社会参加を実現するためには、外国人県民への就職・起業に関し情報提供等の就業支援や、外国人県民が就労に必要な日本語能力の習得、外国人県民を受け入れる地域の意識醸成等を図るとともに、事業者等に対しても理念啓発や情報提供を行い、外国人県民への偏見・差別を解消する必要があります。

また、留学生など高い専門知識や技術・ノウハウを持つ外国人材の企業への受入・活用についても、国の動き等を注視し、関係機関と連携を図りながら支援を行う必要があります。

あわせて、国の動きや先進事例等も踏まえつつ、外国人材の受入体制の在り方や今後必要な取組等を検討し、実施する必要があります。

(7) 文化・習慣等の相互理解の不足

【現状】

平成29年12月末の在留外国人は20,000人を超え、過去最高を記録し、県内の在留外国人も年々増加しています。国における新たな在留資格創設の動き等を踏まえると、今後も同様の傾向が続くと考えられます。また、経済のグローバル化の進展や海外企業の進出、最先端研究施設の設置、大規模実験装置の誘致等の動きによっては、今後多数の外国人研究者等が県内に居住する可能性もあります。

こうした状況の中、外国人県民アンケートの結果によれば、行政への希望項目（複数回答）として、「日本人と交流する機会を増やすこと」が28%と3番目に多い回答となっています。このほか、実際に交流活動や社会活動に「参加している」と回答した人は10%、「今後参加してみたい」と回答した人は40%を占めるとともに、「日本の文化・習慣を学びたい」が46%、「地域の行事にもっと参加したい」が38%と、日本人との積極的な交流を望む傾向が伺えました。

【課題】

今後も増加する外国人県民との共生を実現するためには、互いの文化・習慣等の違いを理解し、認め合うことが必要です。また、インバウンド（注 11）の視点なども取り入れることで、更なる相互理解の促進にもつながります。

こうしたことから、外国人県民と地域住民が交流する場を提供するとともに、観光振興や文化振興の視点も踏まえながら、地域の実情に合わせた受入環境の整備が必要です。

また、将来帰国することを想定した場合などには、子育て中の外国人県民にとっては、子どもの母国語や母国文化の学習・維持も課題となります。

このほか、LGBT（性的少数者）等への対応など新たな課題についても広く意識啓発を図ることが求められています。

以上(1)～(7)による現状と課題から、次のとおり「施策の方向性」を設定します。

	現状	課題	施策の方向性
意識の壁	外国人県民に対する理解・認識の不足	・住民はもとより住民生活に直接関与する行政機関に対しても、理念啓発をより一層強化することが必要	地域社会への更なる理念啓発
	地域とのつながりが希薄	・地域との交流促進，自助と共助の体制構築が必要	地域と外国人県民との連携強化
言葉の壁	多言語活用ツールの不足	・ICT（情報通信技術）やスマホアプリなど活用可能なツールの情報提供が必要 ・多言語対応した資料の提供や通訳活用の支援，関係機関に対する多言語対応の啓発が必要（特に災害時には，広域的な連携が重要）	活用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供
	学習機会の不足	・多様なニーズに応じた日本語講座の開設が必要 ・教育委員会と連携し，日本語指導者の適切な任用及び配置，保護者に配慮した支援等が必要	多様な学習支援による地域社会への適応力向上
生活の壁	相談内容の変化	・多様な相談に的確かつ柔軟に対応できる体制強化が必要	相談体制・生活支援の体制強化
	就労支援の必要性	・外国人雇用の促進に向け，事業者等に対する啓発が必要 ・外国人県民に対して就職・起業に関しニーズに合わせた情報提供が必要 ・留学生や高度外国人材の企業への受入状況や，国の動き等を踏まえた対応が必要	就労支援の促進
	文化・習慣等の相互理解の不足	・多文化への知識・知見の相互理解の促進が必要	文化・習慣等の相互理解の促進

第4 施策の方向性と事業の取組方針

1 地域社会への更なる理念啓発

◆多文化共生施策の方向性：更なる理念の啓発による多文化共生社会の確固たる基盤づくり

◆事業の取組方針：「意識の壁」の解消に向けた地域社会への更なる理念の啓発

多文化共生社会の確固たる基盤づくりのためにはその理念を一層浸透させることが不可欠であるため、地域住民はもとより住民生活に直接関与する行政機関及び外国人県民の双方を対象とした理念啓発を強化します。

地域や職場、学校など様々な場面で啓発を行うとともに、県民意識調査を活用するなどして効果検証を図り、より効果的かつきめ細やかな取組を行いながら、多文化共生社会の理念への理解を深めることとします。また、保健福祉、教育、住民窓口等を担当する行政機関との連携を強化するとともに情報共有を図ります。

こうした取組によって、多文化共生社会に向けた基盤整備を図り、「意識の壁」の解消を図ります。

《具体的な取組内容》

県民に対する啓発	○シンポジウムや交流イベント等の開催や啓発グッズの作成・配布を通して、多文化共生の理念に基づく県民全体による地域づくりを進めます。
	○町内会・自治会等の地域住民による組織や民生委員等の地域住民の支援者と連携を図り、地域における多文化共生の理念について更なる啓発を行います。
教育機関における啓発	○児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育を通して、異文化理解や地域に住む外国人県民との共生、人権の尊重に関し意識の醸成を図ります。
事業者に対する啓発	○外国人県民に対し、働く場や研修の場を提供する事業者、サービスを提供する事業者へ、多文化共生の理念について啓発を行います。

市町村に対する啓発	○市町村への理念啓発及び多文化共生施策の促進に向け、研修会等の開催及び情報共有を行います。
	○多文化共生担当部署のほか保健福祉，教育，共同参画社会，雇用等住民生活に関わる部署に対して，多文化共生の意識向上を図ります。
推進体制の強化	○県，市町村，関係機関が協働するとともに，各行政機関内部においても多文化共生を推進するための体制を強化します。

《取組に向けた主な役割分担》

市町村	○地域における多文化共生の理念について更なる啓発を行います。啓発に当たっては，町内会・自治会等の地域住民による組織や民生委員等地域住民の支援者と連携を図ります。
	○児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育を通して，異文化理解や地域に住む外国人県民との共生，人権の尊重に関し意識の醸成を図ります。
	○保健福祉，教育，共同参画，雇用等住民生活に関わる部署に対し多文化共生の意識向上を図ります。
	○外国人県民のニーズを把握しながら，関係機関と連携・協働し，多文化共生施策を実施します。
宮城県	○シンポジウムや交流イベント等の開催や啓発グッズの作成・配布を通して，県民，事業者，市町村等に対し，多文化共生の理念について更なる啓発を行うとともに，市町村が行う取組を支援します。
	○全県的・広域的な課題に取り組むとともに，市町村間連携による取組を推進します。また，市町村訪問等を通して，地域の課題やニーズを把握し適切なフォローを行います。
	○児童・生徒に対する国際理解教育や人権教育を通して，異文化理解や地域に住む外国人県民との共生，人権の尊重に関し意識の醸成を図ります。また，教育委員会と連携し教材を作成・配布するなど，教育現場でより効果的な啓発が図られるよう支援します。
	○行政機関，事業者，関係機関が協働して多文化共生の地域づくりに取り組むための推進体制を強化します。
	○職員連絡会議等を活用し，保健・医療・福祉，教育，共同参画社会，雇用等の施策に多文化の理念が浸透・反映されるよう努めます。

	す。
県国際化協会	○これまでの活動実績や専門性、ノウハウなどを活かし、県民、行政機関、関係機関に対し多文化共生の理念について啓発を行うとともに、県や市町村等が行う取組に協力します。
	○行政機関、事業者、関係機関と協働して多文化共生を推進し、これらの機関の取組を支援するとともに、コーディネート（注 12）機能の充実を図ります。
市町村国際交流協会・NPO	○多文化共生の基本理念を理解し、地域に根差した多文化共生施策の実践者の立場から、県民に対し多文化共生の基本理念を啓発します。また、県内市町村等が行う取組に協力します。
事業者	○多文化共生の基本理念を理解し、雇用や事業活動における差別的な取扱いの解消や外国人県民に配慮した取組、外国人県民の人材活用を推進します。

《施策の評価指標》

項 目	平成 29 年度	平成 35 年度
多文化共生啓発事業等を実施している市町村数	7 市町村	35 市町村

2 地域と外国人県民との連携強化

◆多文化共生施策の方向性：地域と外国人県民との連携強化

◆事業の取組方針：「意識の壁」の解消に向けた外国人県民と地域とのつながりの強化

地域と外国人県民が連携を図る上では、日頃から外国人県民に対して地域における各種行事や防災訓練への参加を促すとともに、防災・防犯に関し知識習得の機会を設け、自助・共助の力を培っていくことが求められます。

地域の支援団体や外国人県民同士のつながりも重要であることから、言葉や文化を学習する場としての機能を持つ地域の日本語講座やイベント等への参加による交流や外国人コミュニティでの交流の機会を創出します。

また、防災に関し行事など様々な交流の機会への参加、外国人県民のコミュニティリーダーの育成などにより、地域での活躍の場を広げるとともに、行政への住民参画の機

会に外国人県民の人材活用を促進します。あわせて、永住者など長期間県内に居住する外国人はもちろん、留学生やその他の在留資格を持つ外国人県民についても、地域づくりや多文化共生の担い手として活用するよう努めます。

こうした取組によって、地域と外国人県民との連携を強化し、「意識の壁」の解消を図ります。

《具体的な取組内容》

各種行事・防災訓練への参加の促進, 防災・防犯に関し啓発	○外国人県民に対して町内会・自治会や市町村が実施する各種行事, 防災訓練への参加を促します。また, 各種テキストの作成・配布等を通して, 外国人県民が自助・共助の力を身に付けるための防災・防犯知識の習得や意識醸成を図ります。
外国人材活用の推進	○県, 市町村が施策の実施にあたり住民参画の機会を設ける際や地域において外国人県民の支援, 国際交流の取組を行う際など様々な機会を捉え, 外国人県民の人材活用を推進します。
地域活動への参加促進, コミュニティリーダーの育成	○地域活動への参加, 地域住民との交流を促進するとともに, コミュニティリーダーの育成等を行うことにより, 外国人県民が, 地域の一員として活力ある地域づくりに貢献する活躍の場を広げます。また, 研修会などを通じ地域と外国人県民の相互理解を図ります。

《取組に向けた主な役割分担》

市町村	○外国人県民に対し, 市町村や町内会, 自治会が主催する各種行事や防災訓練, 防災・防犯講座等の実施について周知し, 参加を促します。
	○町内会・自治会や地域住民に対し, 各種行事や防災訓練等へ外国人県民が参加するよう呼びかけを行うよう促します。
	○外国人県民の参加を想定した防災訓練, 防災・防犯講座等を実施します。
	○住民参画の機会等を捉え, 外国人県民の人材活用を推進します。
	○地域住民と外国人県民が交流する機会の創出やコミュニティリーダーの育成等を行うことにより, 外国人県民の地域での活躍を促進します。

宮城県	○職員連絡会議等を活用し、市町村や町内会・自治会、民生委員等に対し、外国人県民に対する理解、交流についての協力を促すとともに、各種行事、防災訓練、防災・防犯講座等への参加状況等の把握に努めます。
	○外国人県民の参加を想定した防災訓練、防災・防犯講座等の実施を支援します。
	○住民参画の機会等を捉え、外国人県民の人材活用を推進するとともに、市町村や関係機関に対しても働きかけを行います。
	○市町村における外国人県民と地域住民との交流、地域活動への参加、コミュニティリーダーの育成を支援します。
県国際化協会	○これまでの活動を通して構築したネットワークを活用し、市町村や町内会・自治会、民生委員等の地域住民に対し、外国人県民に対する理解促進、交流について協力を促します。
	○外国人県民に対応した防災訓練、防災・防犯講座等の実施を支援します。
	○事業活動において外国人県民の人材活用を進め、コミュニティリーダーを育成します。
	○市町村が行う地域住民との交流、地域活動への参加促進に協力します。
市町村国際交流協会・NPO	○地域に根差したネットワークを活用し、市町村や町内会・自治会と連携して、市町村等の取組に協力します。
	○事業活動において外国人県民の人材活用を進め、市町村とともにコミュニティリーダーの育成を行います。
	○市町村が行う地域住民との交流、地域活動への参加促進に協力します。
町内会・自治会、地域住民	○多文化共生に関連する行事を企画・実施するとともに、その行事への外国人県民の参加を促し、積極的な連携に努めます。

《施策の評価指標》

項 目	平成 29 年度 (H26 年度から H29 年度までの合計人数)	平成 35 年度 (H31 年度から H35 年度までの合計人数)
多文化共生に関し説明会等に参加した県民の数	1,100 人	2,300 人

3 利用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

◆多文化共生施策の方向性：利用可能な情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供

◆事業の取組方針：「言葉の壁」の解消に向けた情報収集の支援及び多言語化情報の提供

生活上必要な情報や災害時の情報について、多言語ややさしい日本語により提供するとともに、通訳ボランティア等の活用の推進や関係機関に対する多言語対応の啓発を行います。また、大規模災害時等においても外国人県民の安全安心を確保するため、市町村間や県域を越えた連携を図るよう努めます。

さらに、保健福祉関連や労働関連、日常生活関連の相談窓口において通訳等の活用による多言語対応を行います。

また、ＩＣＴ（情報通信技術）やスマートフォンなどのツールを活用することで、更に多くの情報を提供できる可能性があります。

こうした取組によって、情報収集の支援及び多言語に対応した情報の提供を推進し、「言葉の壁」の解消を図ります。

《具体的な取組内容》

県、市町村等の公共機関における情報の多言語化の推進	○県、市町村等の公共機関において、多言語ややさしい日本語による情報提供や対応を推進します。
	○利用者の視点に立った多言語表示の提供や確認に努めます。
災害時等における多言語情報の提供	○災害発生時などの緊急情報、防犯情報など安全安心に関し情報について、多言語ややさしい日本語による提供を推進します。
医療機関における情報の多言語化の推進	○医療通訳の可能な医療機関について周知を図ります。また、医療通訳の活用について、実態等を把握しながら必要な対応を検討します。
保健福祉分野の情報の多言語化の推進	○出産、子育て、福祉に関し相談対応時の通訳ボランティアの活用や資料の多言語化を推進します。

通訳活用等による多言語対応の推進	○行政機関や医療機関の利用時や災害時に対応する通訳ボランティアの体制整備及び相談窓口の周知を行い、多言語対応を推進します。
地域間連携による多言語化の推進	○災害時において、市町村間や県域を越えた連携を図るよう努めます。

《取組に向けた主な役割分担》

市町村	○多言語ややさしい日本語により生活情報、医療保健福祉関連情報、災害情報等の提供を行うとともに、通訳ボランティア等を活用した多言語対応を推進します。 ○関係機関と情報共有を図りながら、利用者の視点に立った多言語表示の提供や確認に努めます。 ○災害時には、状況に応じ他の市町村等と連携し、情報の多言語化を図ります。
宮城県	○多言語や、やさしい日本語により生活情報、医療保健福祉関連情報、災害情報等の提供を行うとともに、通訳ボランティア等を活用した多言語対応を推進するとともに、必要な支援を行います。 ○関係機関と情報共有を図りながら、利用者の視点に立った多言語表示の提供や確認に努めます。 ○保健福祉等の行政機関、医療機関等に対して、情報の多言語化等の推進について啓発するとともに、専門性を有する通訳の活用が進むよう関係機関との情報共有に努めるなど、効果的な周知広報を行います。 ○市町村における母子保健に関し多言語化の取組状況を把握し、共有します。 ○災害時において、市町村間や県域を越えた連携による多言語化の体制整備に向けた調整を行います。 ○多言語に対応しているＩＣＴツール等について情報の集約を行い、ＨＰ等で情報提供を行います。
県国際化協会	○多言語や、やさしい日本語により生活情報、医療保健福祉関連情報、災害情報等の提供を行うとともに、通訳ボランティア等を活用した多言語対応を推進します。 ○通訳ボランティアを育成し、行政機関その他の公共機関等に周知を図るとともに、要請に応じて紹介します。

	○行政機関が情報の多言語化を行う際の翻訳人材を紹介します。
	○災害時において、国際交流協会間の広域連携により市町村間や県域を越えて多言語化の体制整備を図ります。
市町村国際交流協会・NPO	○市町村と連携し、地域の生活情報等について、多言語化、やさしい日本語化を推進します。
	○通訳ボランティアの育成、地域における通訳体制の整備を支援します。
	○災害時において市町村との連携により情報の多言語化を推進します。
事業者	○公共性の高い事業活動等を行う事業者において、利用客に向けた情報の多言語化、やさしい日本語化を推進します。

《施策の評価指標》

項 目	平成 29 年度	平成 35 年度
多言語による生活情報の提供を実施している市町村数	19 市町村	35 市町村

4 多様な学習支援による地域社会への適応力向上

◆多文化共生施策の方向性：多様な学習支援による地域社会への適応力向上

◆事業の取組方針：「言葉の壁」の解消に向けた外国人県民への学習支援

外国人県民が日本語を学習することで、語学だけでなく生活面や文化面の学びにもつながることが期待されます。そのため、外国人県民が日本語等を学習する上で多様な機会を確保できるよう日本語講座を引き続き継続するほか、レベル別講座の開設など学習希望者のニーズに応じた学習支援を行うとともに、ICTの活用等を含めた日本語学習支援の在り方について検討を進めます。

また、小・中学校における日本語指導においては、必要な条件や能力を備えた講師の任用や指導補助者の配置等の充実とともに、状況に応じ、児童・生徒の保護者の支援についても配慮します。

こうした取組によって、地域社会への適応力の向上を促進し、「言葉の壁」の解消を図ります。

《具体的な取組内容》

日本語学習の支援	○引き続き日本語講座の充実を図るとともに、地域の特性や学習者のニーズ等を踏まえた日本語学習支援を行うとともに、ICTの活用等を含めた日本語学習支援の在り方について検討します。
学校における外国人児童・生徒の日本語教育推進等	○地域の小・中学校に通う外国人の児童・生徒が学校生活に適應できるよう、日本語指導の充実を図ります。 ○外国人児童・生徒の保護者に対する支援（生活や教育に関し相談対応等）についても配慮し、関係機関と連携の上、対応します。

《取組に向けた主な役割分担》

市町村	○市町村国際交流協会・NPO等と連携し、引き続き日本語講座の充実を図るとともに、地域の特性や学習者のニーズ等を踏まえた日本語学習支援を行うとともに、ICTの活用等を含めた日本語学習支援の在り方について検討します。 ○外国人児童・生徒が通学する小・中学校における日本語指導の充実を図るとともに、必要に応じて外国人児童・生徒の保護者に対する日本語学習支援を行います。
宮城県	○引き続き日本語講座の充実を支援するとともに、地域の特性や学習者のニーズ等を踏まえた日本語学習支援を行うとともに、ICTの活用等を含めた日本語学習支援の在り方について検討します。 ○外国人児童・生徒が通学する小・中学校における日本語指導の充実を図るとともに、必要に応じて外国人児童・生徒の保護者に対する日本語学習等の支援を行います。
県国際化協会	○日本語講座を開催します。 ○地域における日本語講座の充実に向け、講師やボランティアの育成、教材の充実等を図ります。 ○小・中学校が行う外国人児童・生徒への日本語指導や外国人児童・生徒の保護者に対する日本語学習等の支援に協力します。
市町村国際交流協会・NPO	○地域における日本語講座を開催するとともに、市町村が開催する日本語講座を支援します。 ○市町村と協力して外国人県民の日本語学習等について支援します。 ○小・中学校が行う外国人児童・生徒への日本語指導に協力します。
事業者	○雇用する外国人県民とその家族の日本語学習等について支援しま

	す。
--	----

《施策の評価指標》

項 目	平成 29 年度	平成 35 年度
日本語講座など日本語学習支援及び関連する取組を実施している市町村数	13 市町村	35 市町村

5 相談体制・生活支援の体制強化

◆多文化共生施策の方向性：相談体制・生活支援の体制強化

◆事業の取組方針：「生活の壁」の解消に向けた生活支援

外国人県民やその家族に対するサポートとして、みやぎ外国人相談センターや行政、県国際化協会、市町村国際交流協会などの相談機関が連携を図るとともに、担当職員の技能向上に向けた取組も行い、迅速かつきめ細やかな対応が可能となるよう相談体制の強化を図ります。また相談窓口の更なる周知に努めるなど、外国人県民が相談しやすく、相談窓口を身近に感じられるような対応を行います。

さらに、より実効性のある生活支援に取り組めるよう、関係機関における各種情報の共有や協力・連携を図り、事業者においても取組可能な支援を検討します。

こうした取組によって相談体制・生活支援の体制を強化し、「生活の壁」の解消を図ります。

《具体的な取組内容》

相談への対応力の向上・相談体制の強化	○外国人県民やその家族からの相談対応について、みやぎ外国人相談センター、県、市町村の各担当部署、弁護士、行政書士等の関係機関による定期的な連絡会議等を開催し、適切な情報提供及び共有を行うことで、相互連携を促進し支援体制を強化します。
	○みやぎ外国人相談センターの更なる活用推進に向け、一層の周知広報を行います。

	○相談対応者が外国人県民からの相談に関し理解を深め、迅速かつきめ細やかな対応を行えるよう、研修会や勉強会の開催・情報共有を通じ、相談技術など対応力の向上を図ります。
	○市町村等における相談窓口の開設、相談対応の充実を図ります。
	○市町村やNPOとの役割分担等を踏まえた上で、事業者の取組に対して必要な支援を行います。
外国人県民の子育て等への支援	○出産、子育てに関し相談に対して、関係機関が連携し、取組情報を集約・共有しながら必要な支援を行います。

《取組に向けた主な役割分担》

市町村	○住民からの相談に対応する部署において、相談技術など対応力の向上を図るとともに、外国人県民の専門相談窓口を設置します。
	○出産、子育てに関し相談に対して、関係機関が連携し、必要な情報の提供やきめ細やかな対応を図ります。
宮城県	○外国人県民の相談窓口を設置するとともに、相談対応の充実を図ります。
	○相談技術など対応力の向上を図るため、各種相談窓口や医療保健福祉、教育、共同参画社会、雇用等の担当職員の研修会を開催するとともに、情報共有を図ります。
	○出産、子育てに関し相談や支援について、関係機関が連携し、必要な情報の集約や提供を行います。
	○地域ごとの課題やニーズを把握するとともに、適切なフォローを行います。
	○市町村やNPOとの役割分担等を踏まえた上で、事業者の取組に対して必要な支援を行います。
県国際化協会	○県、市町村、関係機関への専門的な助言を行い、相談体制の整備や強化を図ります。
	○相談窓口の設置や相談への対応力向上を支援します。
	○子育て支援等に関し取組を行うため、関係機関が連携し、必要な情報の提供や迅速な対応・支援を行います。
市町村国際交流協会・NPO	○外国人県民やその家族からの相談に対応するとともに、他の機関が行う相談対応を支援します。
	○地域における子育て支援等に関し取組を実施するとともに、他の

	機関が行う取組に協力します。
事業者	○事業者としての社会的責任や影響等を踏まえ、取組可能な支援を行います。

《施策の評価指標》

項 目	平成 29 年度	平成 35 年度
外国人相談対応の体制を整備している市町村数	6 市町村	15 市町村

※ 他団体等と連携し外国人相談対応体制を提供している場合を含む。

6 就労支援の促進

◆多文化共生施策の方向性：就労支援の促進

◆事業の取組方針：「生活の壁」の解消に向けた就労の支援

就職・起業に関し外国人県民への情報提供等の就労支援や就労に必要な日本語能力の習得支援、更には外国人県民を受け入れる地域の意識醸成を図るとともに、事業者等に対する理念啓発や情報提供を通じ、外国人県民への偏見・差別を解消するなど必要な体制整備を図ります。また、近年受入れが進んでいる留学生についても、ニーズや目的等に合わせた的確な支援・対応を行います。さらに、国の動きや先進事例等も踏まえながら、外国人材の受入体制の在り方や今後求められる取組等について検討を図り、必要な取組を行います。

こうした取組によって、外国人県民の就労を支援するとともに、受入体制の整備を推進し、「生活の壁」の解消を図ります。

《具体的な取組内容》

就労の支援	○関係機関等との連携を強化するとともに、外国人県民に対し、就職支援や起業相談等に関し情報など就労定着のための情報提供を行います。
	○事業者に対し、外国人県民の雇用に関し情報提供やセミナー開催、啓発ツールの作成等により雇用促進に向けた啓発を行います。

	○外国人留学生の県内企業への就労に向けて支援を行います。
	○国の動きや先進事例等を踏まえながら、外国人材の受入体制の在り方や今後求められる取組等について検討を図り、必要な取組を行います。

《取組に向けた主な役割分担》

市町村	○地域内の事業者に対し、雇用促進に向けた理念啓発や情報提供を行います。
	○関係機関と連携し、就労支援や日本語学習、起業相談等に関し情報を外国人県民に提供します。
宮城県	○雇用促進に向けた事業者への啓発や情報提供を行います。
	○市町村や関係機関を通じ、就労支援や日本語学習、起業相談等に関し情報を外国人県民に提供します。
	○外国人留学生の県内への定着を促進するため、関係機関と連携し、就労に向けた必要な支援を行います。
	○新たに有識者会議を設置し、国の動きや先進事例等を踏まえながら、外国人材の受入体制の在り方や今後求められる取組等について検討を図り、必要な取組を行います。
県国際化協会	○県が就職支援や起業相談等に関し情報を外国人県民に提供する際に協力します。
市町村国際交流協会・NPO	○県が就職支援や起業相談等に関し情報を外国人県民に提供する際に協力します。
事業者	○外国人県民に対する不当な扱いをせず、外国人県民の雇用に関し情報収集等に努めます。
	○インターンシップの受入れ等により、外国人県民の就職を支援します。

《施策の評価指標》

項 目	平成 29 年度	平成 35 年度
(i) 技能実習を除く外国人雇用者数	5,570 人	12,000 人
(ii) 外国人労働者に係るセミナー研修会等に参加した事業所数	215 事業所 (実績値)	1,500 事業所 (H31 年度から H35 年度までの合計事業所数)

【参考値】平成 35 年度における県内の「技能実習」と「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の施行により見込まれる外国人労働者」の合計人数は、13,500 人程度と見込まれる。

7 文化・習慣等の相互理解の促進

◆多文化共生施策の方向性：文化・習慣等の相互理解の促進

◆事業の取組方針：「生活の壁」の解消に向けた文化・習慣等の相互理解の促進

外国人県民と地域住民が互いの文化・習慣等の違いを理解できるよう、交流会や勉強会の開催を通じ、両者が触れ合える機会を提供するとともに、「食」「観光」「文化」などの視点も踏まえ、より関心が高まるような取組となるよう努めます。また、外国人コミュニティにおけるつながりを強化し、外国人同士において知識と経験を共有できる場の提供に努めます。

さらに、将来帰国することを想定した場合など、外国人県民の子どもに対する母国語や母国文化の学習・維持を支援します。

このほか、LGBT等への対応など新たな課題についても広く意識啓発を図ります。

こうした取組によって、文化・習慣等の相互理解を促進し、「生活の壁」の解消を図ります。

《具体的な取組内容》

外国人県民と地域住民との交流促進	○行政機関、事業者、関係機関が連携・協働して、外国人県民と地域住民との交流の場を創設し、相互交流を促進します。
	○LGBT等への対応など新たな課題に対する意識啓発に努めます。
母国語・母国文化の教育の学習の支援	○実施団体と関係機関相互の情報交換・共有等により、外国人県民の子どもの母国語や母国文化の学習等に関し必要な支援を行います。

《取組に向けた主な役割分担》

市町村	○関係機関と連携の上、外国人県民と地域住民との交流の場を創設し、相互交流を促進します。
	○母国語・母国文化教育について、関係機関相互の情報交換・共有等により、外国人県民の子どもの学習に関し必要な支援を行います。
宮城県	○関係機関と連携の上、外国人県民と地域住民との交流の場を創設し、相互交流を促進します。

	○LGBT等への対応など新たな課題に対し情報収集を行うとともに、その意識啓発に努めます。
	○母国語・母国文化教育について、関係機関相互の情報交換・共有等により、外国人県民の子どもの学習等に関し必要な支援を行います。
県国際化協会	○関係機関と連携の上、外国人県民と地域住民との交流の場を創設し、相互交流を促進します。
	○母国語・母国文化教育に関し取組に協力します。
市町村国際交流協会・NPO	○市町村や関係機関と連携し、外国人県民の支援と地域における基本理念の啓発を行います。
	○母国語・母国文化教育について、関係機関相互の情報交換・共有を行うとともに、希望者への学習機会・情報の提供を行います。
事業者	○雇用主として、就労する外国人県民の文化・習慣等の理解に努め、必要な支援を行います。
	○市町村、関係機関が行う取組に協力します。

《施策の評価指標》

項 目	平成 30 年度 (実績値)	平成 35 年度 (H31 年度から H35 年度までの合計人数)
文化・習慣等の相互理解の促進に係る取組の参加者数	507 人	3,500 人

第5 計画推進のために

1 計画の進行管理

多文化共生施策の取組については、施策ごとに定めた評価指標により評価します。また、県は、本計画の適切な進行管理を行い、実施した取組について毎年度県議会に報告します。

本計画の対象期間は5年間ですが、この間に社会経済情勢が著しく変化した場合等は柔軟に対処し、必要に応じて見直しを行います。

2 関係機関等の役割

(1) 多文化共生の推進に向けた役割分担

多文化共生を推進するためには、県民、市町村、県、県国際化協会その他の関係機関が適切に役割分担し、連携・協働していくことが必要となります。主な役割は以下のとおりです。

① 県民の役割

国籍、民族等の違いにかかわらず、すべての県民が多文化共生の理念を更に理解し、職場、学校、自治会、家庭などの地域社会におけるあらゆる分野において多文化共生を推進するよう努めます。また、行政機関や国際交流協会・NPO等が行う多文化共生に向けた取組に積極的に参加します。

② 市町村の役割

市町村は、外国人県民に最も身近な行政機関として、生活情報の適切な提供や、日本語・日本の生活習慣等に関し学習支援など生活に密着した支援を主体的に行います。また、地域において多文化共生に関し一層の理念啓発を継続的に行うとともに、中長期的に地域内の関係機関と連携した取組や外国人県民の人材育成・活用を行います。

③ 県の役割

県は、市町村を包括する広域の地方自治体として、全県的な理念の啓発や情報提供、広域的な課題への対応、先進分野に関し取組等、市町村による実施が難しい分野に取り組めます。また、市町村や関係機関が実施する多文化共生の取組等につい

て、地域の実情を踏まえ、的確な支援を行うとともに、関係機関の調整を図りながら県全体の多文化共生を推進するための体制を強化します。

④ 県国際化協会の役割

県国際化協会は、これまでの活動実績等を踏まえ、多文化共生の推進に関し取組を継続するとともに、構築したネットワークの活用やその提供等を行います。また、県、市町村、関係機関が行う多文化共生の取組に関し、専門的、技術的な支援や多文化共生の推進を担う人材の育成等を行います。

⑤ 市町村国際交流協会・NPO等の役割

市町村の国際交流協会や地域の民間団体・NPO等は、これまでの活動実績や小規模機関の柔軟性等を生かし、市町村、関係機関と連携の上、地域に密着しながらよりきめ細やかな取組を行います。

⑥ 教育機関の役割

学校教育・社会教育においては、学校に在籍する外国人児童・生徒に対する指導の充実を図るとともに、多文化共生に関し意識の向上と多文化共生の推進を担う人材の育成を推進し、学校現場と教育委員会や地域の関係機関と更なる連携を進め、充実した取組を実施します。

⑦ 事業者の役割

今後も外国人労働者の増加が見込まれる状況等を踏まえ、事業者は、多文化共生社会の形成において重要な役割を担うことになります。そのため、多文化共生の理念について一層の理解を進めるとともに、各々の事業活動において、県や市町村が実施する多文化共生の推進に関し施策に協力します。

(2) 多文化共生の推進に向けた行政機関の連携・協働の強化

① 行政機関内部の連携

県や市町村における多文化共生の推進に向けた施策は、多文化共生担当部署が中心となって取り組みますが、多岐にわたる課題の解決のため、その他の部署が主体的に行う取組や行政機関内部の連携・協働による取組を強化します。

② 行政機関相互の連携

外国人県民の置かれている状況やニーズは地域により様々ですが、市町村間で共

通する課題の解決に当たっては、他市町村と連携し取り組みます。

また、効果的な取組を行うため、県と市町村においても、医療保健福祉、教育、共同参画社会、雇用等の関連部署による相互の連携・協働を強化します。

(3) 地域におけるコーディネート的重要性

多文化共生を推進するためには、外国人県民が持つニーズや地域が抱える課題、地域の社会資源（注13）等を把握し、それらのニーズや課題等を踏まえた取組を行う一連の流れをコーディネートすることが大切です。

生活に密着したニーズや地域特有の課題等については、外国人県民に最も身近な行政機関である市町村がコーディネートを行い、全県的な課題、先進的な取組、広域的な連携や他分野との連携による取組が求められる課題等については、県がコーディネートを行います。

多文化共生のコーディネートについては、県や市町村が単独で行うことは限界があることから、行政機関相互の連携・協働のほか、外国人県民を含む県民や県国際化協会をはじめとした関係機関とのネットワークを構築し対応していくことが重要です。

なお、ニーズ・課題に即した社会資源等がない場合は、新たに創出することも求められ、取組の実施には、成果をチェックすることも必要となります。

(4) 多文化共生の推進に向けたネットワークの活用

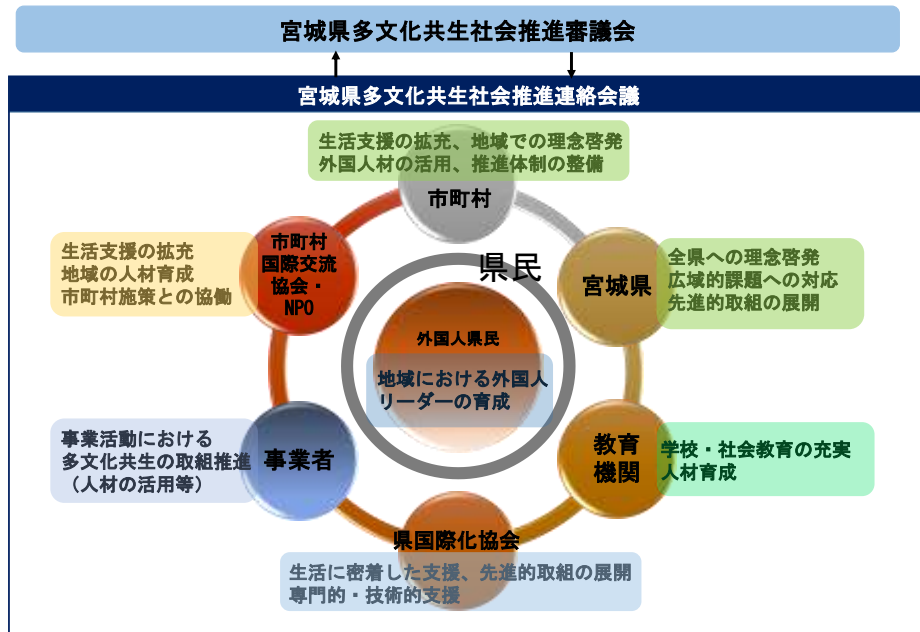
本計画の対象期間である5年間においては、各関係機関における機能や役割を補完し合うなど連携を強化し、市町村が多文化共生に向けた取組の主体者として市町村国際交流協会・NPOと連携して住民施策を推進できるよう必要な体制整備を図ります。また、県と県国際化協会は、互いに連携しながら全県的な基本理念の啓発を図るとともに、市町村における住民施策の推進を支援しながら、専門性、先進性、広域性が求められる分野での取組を主体的に行います。

このように関係機関のネットワークを最大限活用し、多文化共生の更なる推進を目指します。

3 推進体制の強化

行政機関、事業者、関係機関による「宮城県多文化共生社会推進連絡会議」を設置し、ネットワークの基盤を構築します。また、条例に基づき設置した「宮城県多文化共生社会推進審議会」が県内における多文化共生の状況について調査審議し、県に提言を行います。

【ネットワークのイメージ図】



用語説明

番号	ページ	項 目	内 容
注 1	1	在留外国人	平成 24 年 7 月に新しく導入された在留管理制度の対象となる「中長期在留者」及び「特別永住者」を合わせた人をいう。
注 2	1	在留資格	「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」（以下「入管法」といいます。）により規定されている外国人が日本に入国・在留して行うことのできる活動等を類型化したもの。
注 3	4	N P O	営利を目的とせず，継続的，自発的に行う社会的・公益的な活動（民間非営利活動）を行う団体。N P Oは Non Profit Organization の略語
注 4	10	中長期在留者	入管法に基づく在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人で，次の(1)から(6)までのいずれにも当てはまらない人 (1) 「3 月」以下の在留期間が決定された人 (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された人 (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人 (4) (1)から(3)までに準じるものとして法務省令で定める人（「特定活動」の在留資格が決定された，亜東関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方） (5) 特別永住者 (6) 在留資格を有しない人
注 5	10	特別永住者	入管法に基づく在留資格で，「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関し特例法」に基づき在留する人
注 6	10	技能実習生	発展途上国への国際貢献と国際協力を目的として，日本の技術・技能等の習得を支援する制度により来日した人
注 7	10	外国人登録者	「外国人登録法」（平成 24 年 7 月廃止）に基づき市町村に外国人登録を行っている人で，日本に 90 日を超えて滞在しようとする外国人が対象となっていた。
注 8	11	永住者	入管法に基づく在留資格で，日本在留中に法務大臣から永住への在留資格変更許可を受けた人

番号	ページ	項 目	内 容
注 9	15	コミュニティリーダー	主として同じ出身国の外国人によって構成される地域コミュニティにおいて、多文化共生に向けた指導的役割を担う人
注 10	16	やさしい日本語	普通の日本語よりも簡単で、外国人もわかりやすい日本語のこと。やさしい日本語に言い換えるための主なルールは次のとおり。 (1) 重要度が高い情報だけに絞る。 (2) あいまいな表現は避ける。 (3) 難しい語句を言い換える。 (4) 複雑でわかりにくい表現は文の構造を簡単にする。
注 11	19	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のことであり、訪日外国人旅行または訪日旅行をいう。
注 12	23	コーディネーター	課題やニーズを解決する取組を行う際に、関係者が適切な役割分担のもとで各主体の能力を効果的に発揮できるように調整すること。
注 13	38	社会資源	住民のニーズを充足するために活用される施設や機関、制度、資源、知識、技能等を指す総称

参 考 資 料

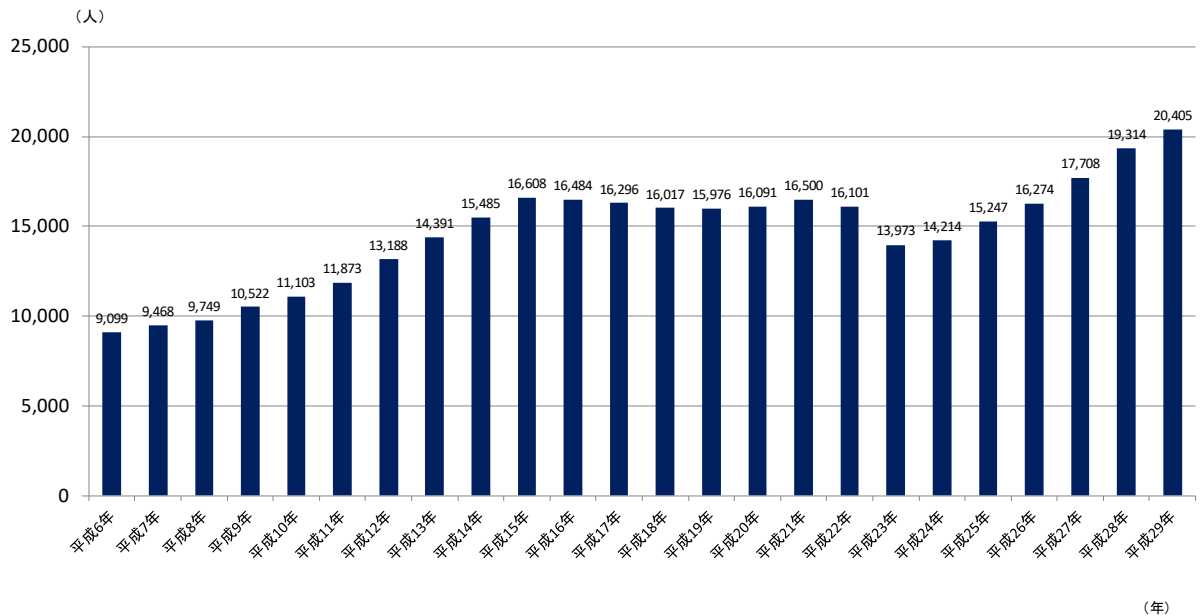
1 宮城県における外国人県民の概況	1
(1) 在住外国人数の推移	1
(2) 主な在留資格別在留外国人数の推移	1
(3) 国籍別在留外国人数の推移	2
(4) 在留資格の構成【宮城県・全国, 2017 年】	3
(5) 各市町村別の在住外国人数【2017 年】	4
(6) 年齢構成【2017 年】	5
(7) 日本及び宮城県内の居住年数	5
(8) 今後の居住予定	6
2 外国人県民をとりまく現状	7
(1) 外国人県民に対する理解・認識の不足に関するもの	7
(2) 地域とのつながりが希薄に関するもの	8
(3) 多言語活用ツールの不足に関するもの	9
(4) 学習機会の不足に関するもの	11
(5) 相談内容の変化に関するもの	14
(6) 就労支援の必要性に関するもの	16
(7) 文化・習慣等の相互理解の不足に関するもの	18
3 多文化共生社会の形成の推進に関する条例	20
(平成 19 年宮城県条例第 67 号)	
4 宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿	24

1 宮城県における外国人県民の概況

※2011(H23)年までは外国人登録者数、2012(H24)年は在留外国人数

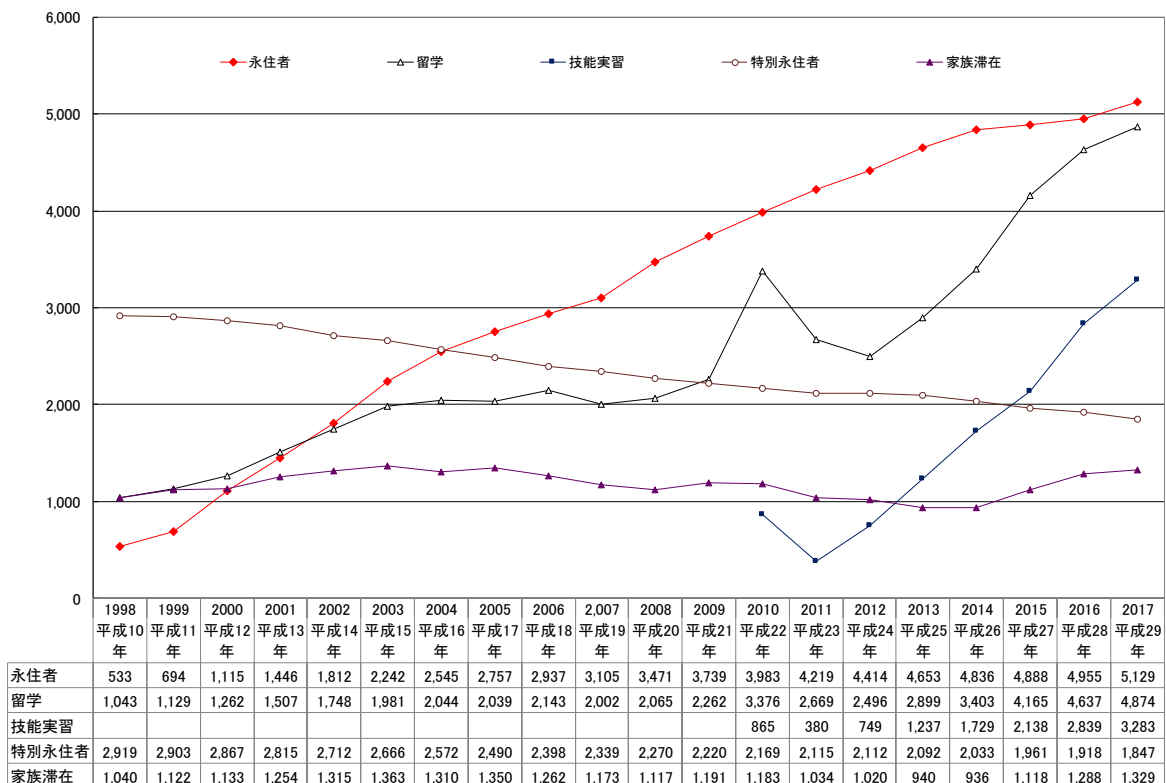
(1) 在住外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



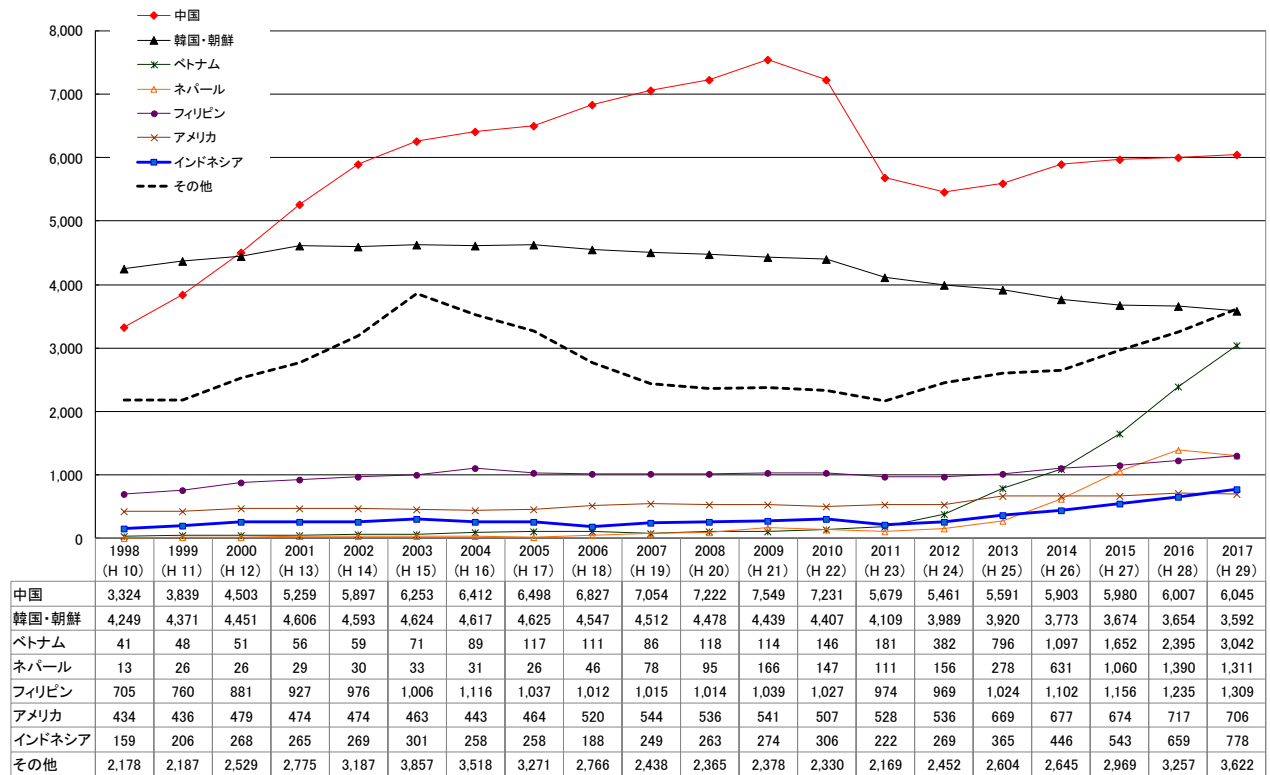
(2) 主な在留資格別在留外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



(3) 国籍別在留外国人数の推移

(法務省 在留外国人統計)



(4) 在留資格の構成【宮城県・全国、2017 年】

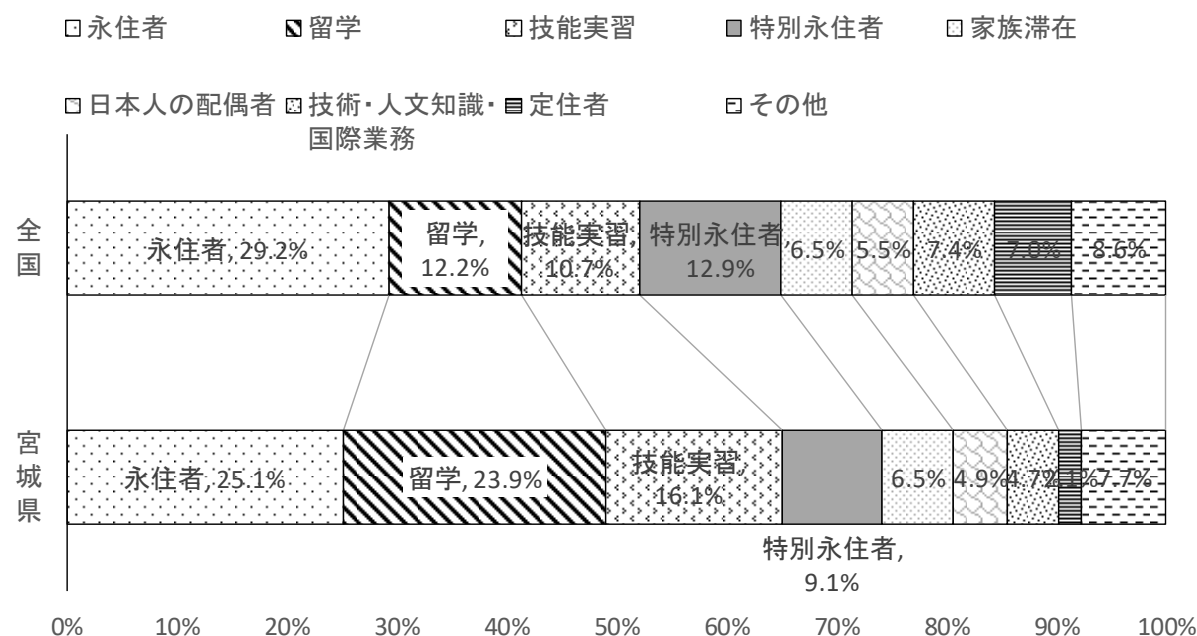
(法務省 在留外国人統計)

宮城県

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	5,129	25.1%
2	留学	4,874	23.9%
3	技能実習	3,283	16.1%
4	特別永住者	1,847	9.1%
5	家族滞在	1,329	6.5%
6	日本人の配偶者	990	4.9%
7	技術・人文知識・国際業務	955	4.7%
8	定住者	435	2.1%
9	教授	249	1.2%
10	技能	241	1.2%
-	その他	1,073	5.3%
計		20,405	100.0%

全 国

	在留資格	人口	構成比
1	永住者	749,191	29.2%
4	特別永住者	329,822	12.9%
2	留学	311,505	12.2%
3	技能実習	274,233	10.7%
7	技術・人文知識・国際業務	189,273	7.4%
8	定住者	179,834	7.0%
5	家族滞在	166,561	6.5%
6	日本人の配偶者	140,839	5.5%
9	特定活動	64,776	2.5%
10	技能	39,177	1.5%
-	その他	116,637	4.6%
計		2,561,848	100.0%



(5) 各市町村別の在住外国人数【2017 年】

(法務省在留外国人統計)

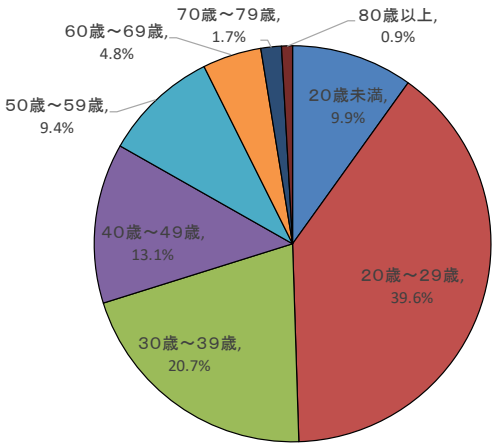
市 区 町 村		総 数	中 国	韓 国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	台 湾	米 国	そ の 他
宮 城 県	仙 台 市	12,746	3,990	2,001	1,661	521	62	1,251	232	501	2,527
	青 葉 区	6,226	2,185	768	769	167	26	529	115	173	1,494
	宮 城 野 区	1,906	664	326	301	132	7	173	23	51	229
	若 林 区	1,315	300	207	254	44	3	305	23	23	156
	太 白 区	1,992	547	396	189	102	9	192	19	101	437
	泉 区	1,307	294	304	148	76	17	52	52	153	211
	石 巻 市	1,049	196	100	275	133	10	7	11	35	282
	塩 竈 市	509	161	49	188	19	4	3	3	13	69
	気 仙 沼 市	463	138	24	45	85	2	3	7	9	150
	白 石 市	196	54	39	19	26	-	-	3	4	51
	名 取 市	384	125	79	43	21	6	8	5	4	93
	角 田 市	183	87	30	9	35	2	-	-	2	18
	多 賀 城 市	491	196	101	69	21	6	8	7	12	71
	岩 沼 市	224	69	31	55	17	4	1	1	4	42
	登 米 市	338	127	67	30	58	1	2	-	7	46
	栗 原 市	357	100	78	88	35	9	-	1	12	34
	東 松 島 市	117	35	29	12	16	-	-	3	5	17
	大 崎 市	879	255	235	66	82	5	12	23	25	176
	富 谷 市	201	48	70	18	8	9	-	4	8	36
	刈 田 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	蔵 王 町	71	5	14	8	19	-	-	1	1	23
	七 ヶ 宿 町	21	6	4	-	-	1	-	-	-	10
	柴 田 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 河 原 町	93	21	19	5	13	-	-	-	4	31
	村 田 町	48	6	8	1	7	-	-	-	2	24
	柴 田 町	183	63	43	12	14	3	1	13	5	29
	川 崎 町	50	7	18	6	6	1	-	-	2	10
	伊 具 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	丸 森 町	166	28	16	31	29	3	-	14	6	39
	亘 理 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	亘 理 町	109	39	15	4	15	5	-	-	5	26
	山 元 町	53	10	7	3	18	-	-	1	6	8
	宮 城 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	松 島 町	53	11	11	-	8	-	-	5	3	15
	七 ヶ 浜 町	68	9	10	7	10	1	1	-	5	25
	利 府 町	155	41	35	26	14	1	-	3	6	29
	黒 川 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大 和 町	397	19	52	100	9	109	14	1	5	88
	大 郷 町	57	16	9	11	5	1	-	-	1	14
	大 衡 村	86	-	18	34	1	-	-	-	1	32
	加 美 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	色 麻 町	51	25	9	11	2	-	-	-	1	3
	加 美 町	151	27	33	44	16	5	-	3	5	18
	遠 田 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	涌 谷 町	59	15	19	2	8	-	-	-	3	12
	美 里 町	74	19	26	5	11	-	-	1	1	11
	牡 鹿 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	女 川 町	172	25	4	121	4	1	-	-	-	17
	本 吉 郡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	南 三 陸 町	151	72	5	33	23	-	-	-	3	15
合 計		20,405	6,045	3,308	3,042	1,309	251	1,311	342	706	4,091

(単位：人)

(6) 年齢構成【2017 年】

宮城県	合 計	男 性	女 性	構 成 比
年齢区分				
20歳未満	2,019	994	1,025	9.9%
20歳～29歳	8,081	4,432	3,649	39.6%
30歳～39歳	4,216	2,072	2,144	20.7%
40歳～49歳	2,666	918	1,748	13.1%
50歳～59歳	1,921	570	1,351	9.4%
60歳～69歳	978	361	617	4.8%
70歳～79歳	342	146	196	1.7%
80歳以上	182	46	136	0.9%
合計	20,405	9,539	10,866	100.0%

(法務省在留外国人統計)

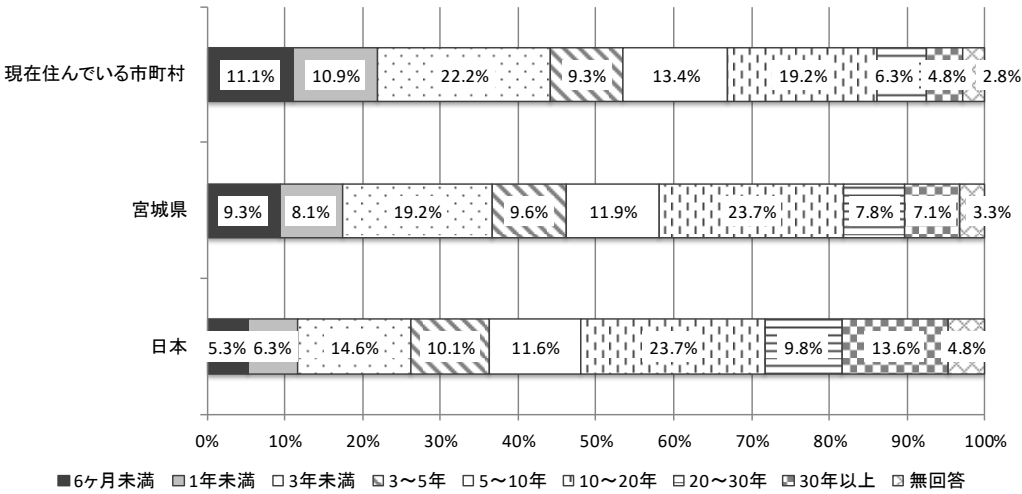


(7) 日本及び宮城県内の居住年数

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=396)

	日 本		宮 城 県		現在住んでいる市町村	
	N	%	N	%	N	%
6ヶ月未満	21	5.3%	37	9.3%	44	11.1%
1年未満	25	6.3%	32	8.1%	43	10.9%
3年未満	58	14.6%	76	19.2%	88	22.2%
3～5年	40	10.1%	38	9.6%	37	9.3%
5～10年	46	11.6%	47	11.9%	53	13.4%
10～20年	94	23.7%	94	23.7%	76	19.2%
20～30年	39	9.8%	31	7.8%	25	6.3%
30年以上	54	13.6%	28	7.1%	19	4.8%
無回答	19	4.8%	13	3.3%	11	2.8%
計	396	100%	396	100%	396	100%

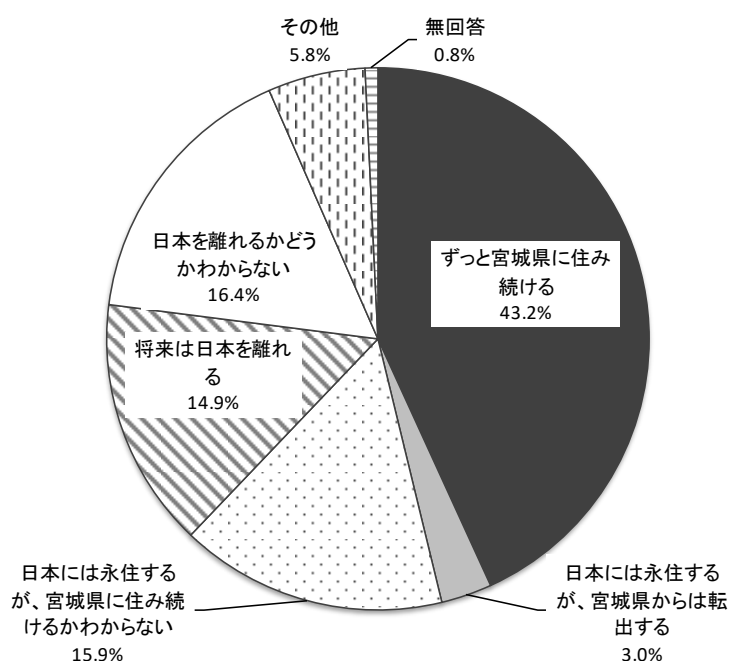


(8) 今後の居住予定

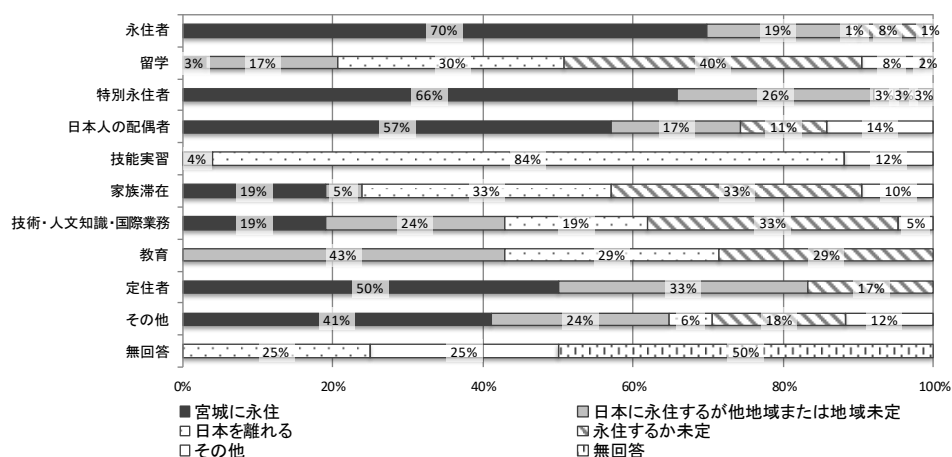
(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=396)

	N	%
ずっと宮城県に住み続ける	171	43.2%
日本には永住するが、宮城県からは転出する	12	3.0%
日本には永住するが、宮城県に住み続けるかわからない	63	15.9%
将来は日本を離れる	59	14.9%
日本を離れるかどうかかわからない	65	16.4%
その他	23	5.8%
無回答	3	0.8%
計	396	100.0%



(参考) 在留資格別の居住予定 (N=396)



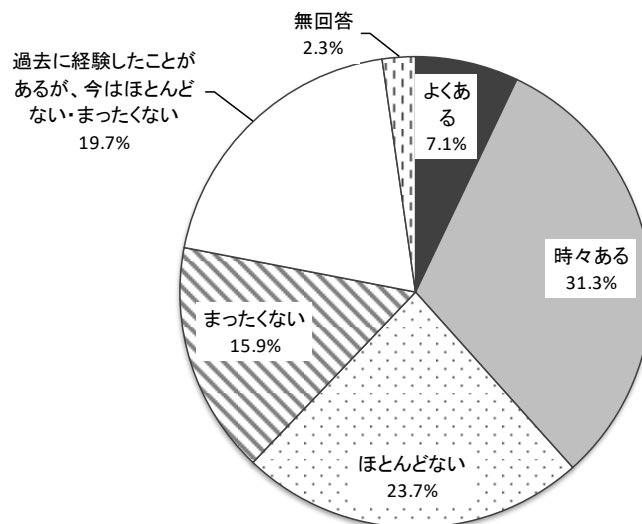
2 外国人県民をとりまく現状

(1) 外国人県民に対する理解・認識の不足に関するもの

① 生活上、外国人だということでのいやな経験やつらい思いをした（している）経験

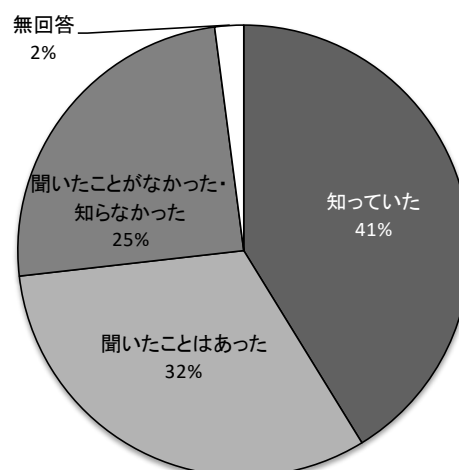
（平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査（N=396））

	N	%
よくある	28	7.1%
時々ある	124	31.3%
ほとんどない	94	23.7%
まったくない	63	15.9%
過去に経験したことがあるが、今はほとんどない・まったくない	78	19.7%
無回答	9	2.3%
計	396	100%



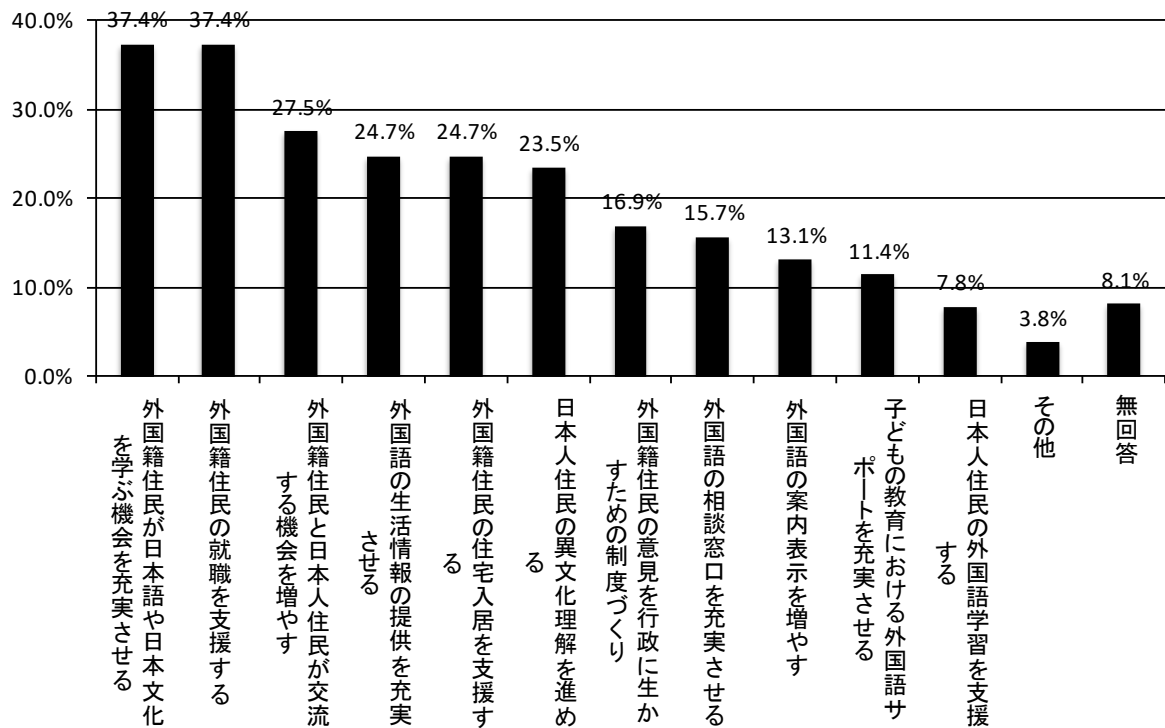
② 「多文化共生」という言葉の認知度

（「平成 30 年宮城県多文化共生シンポジウム in おおさき」のアンケート調査結果）



③ 行政への希望

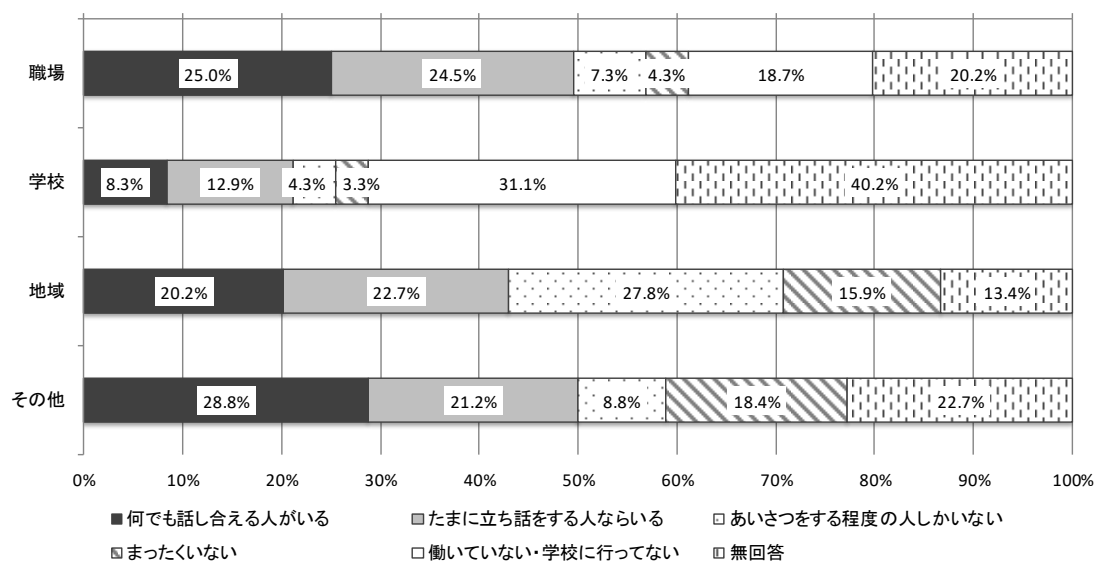
(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=396))



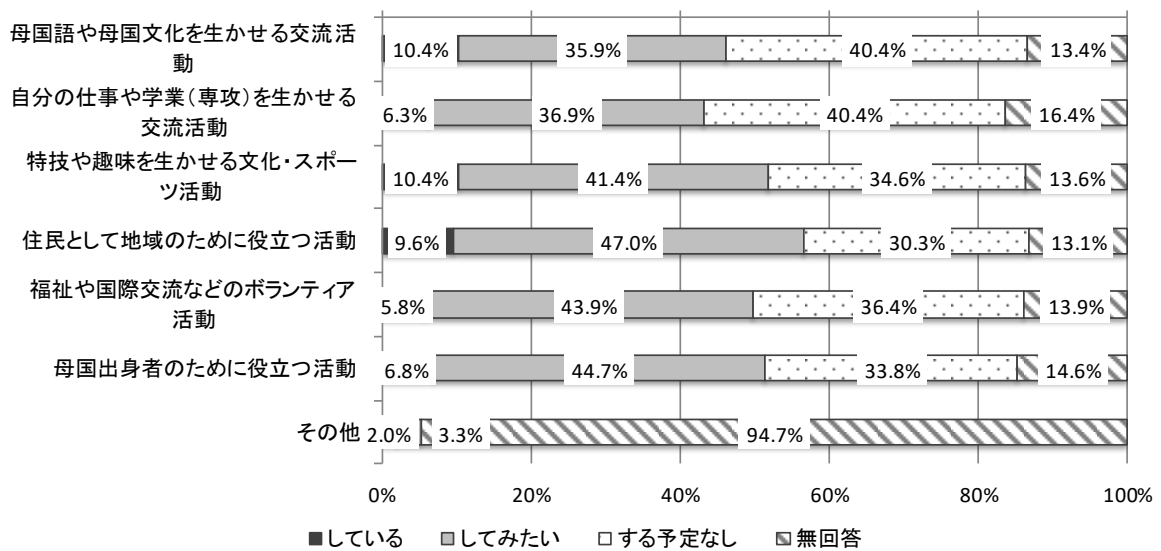
(2) 地域とのつながりが希薄に関するもの

① 現在仲良くしている地域の日本人の有無

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=396))



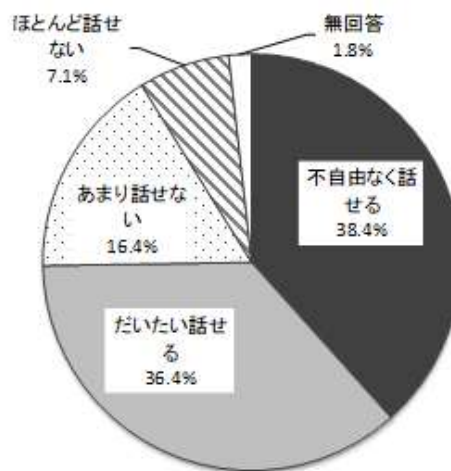
② 社会活動の有無 (N=429)



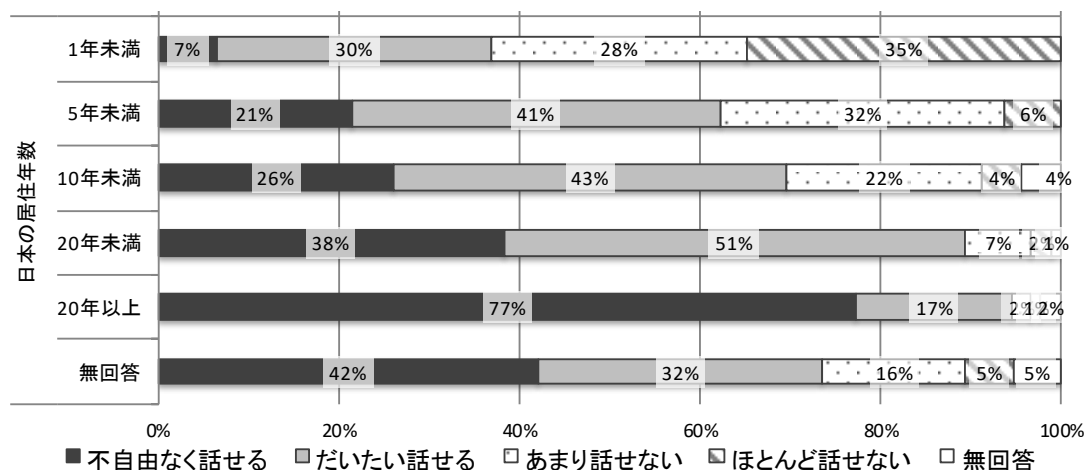
(3) 多言語活用ツールの不足に関するもの

① 話す能力

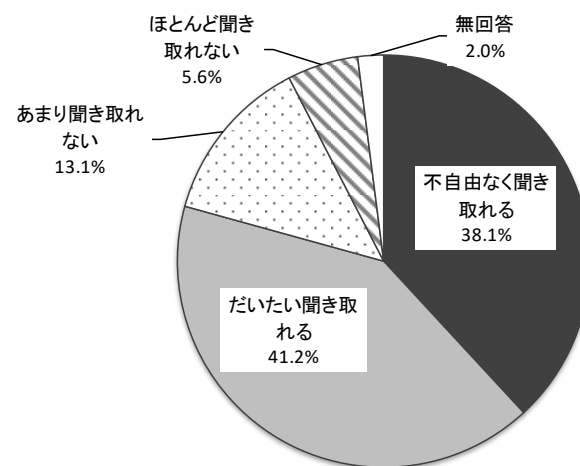
(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=396))



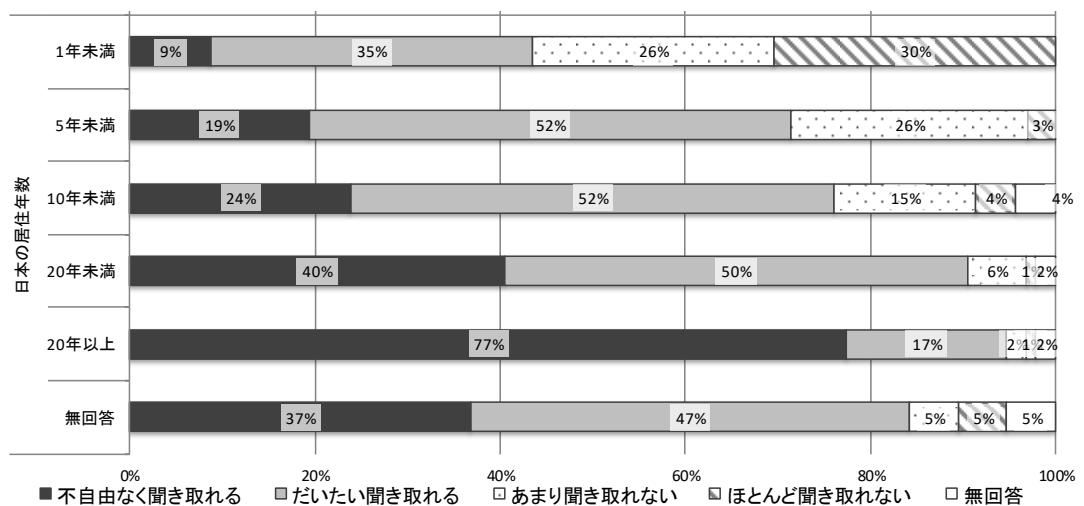
② 日本の居住年数別の話す能力 (N=396)



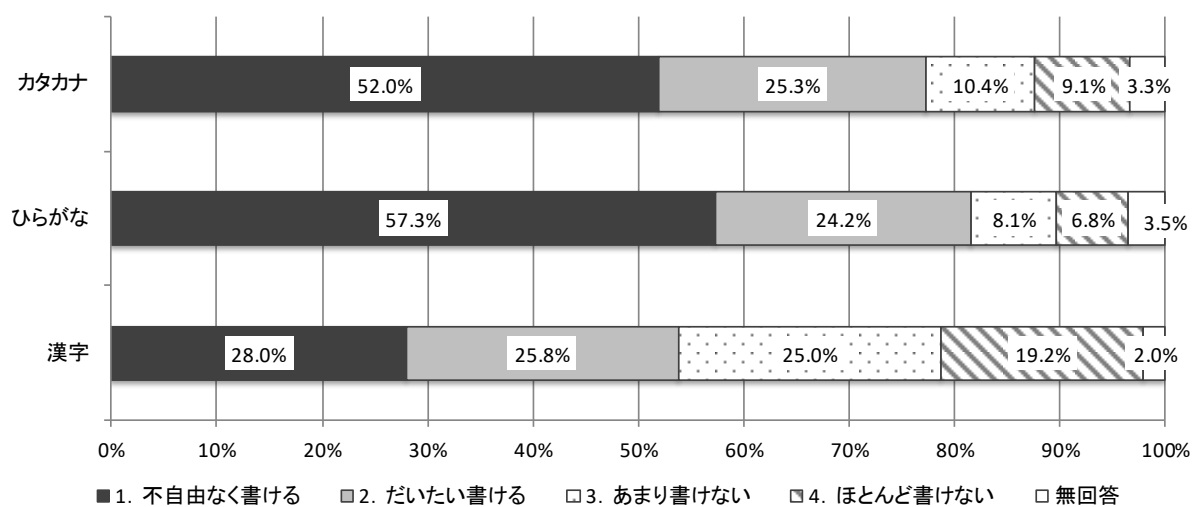
③ 聞く能力 (N=396)



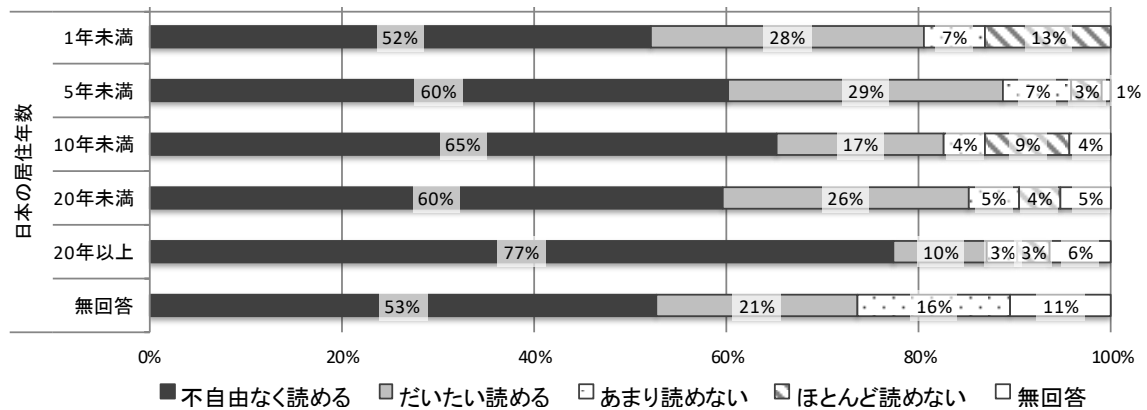
④ 日本の居住年数別の聞く能力 (N=396)



⑤ 読む能力 (N=429)



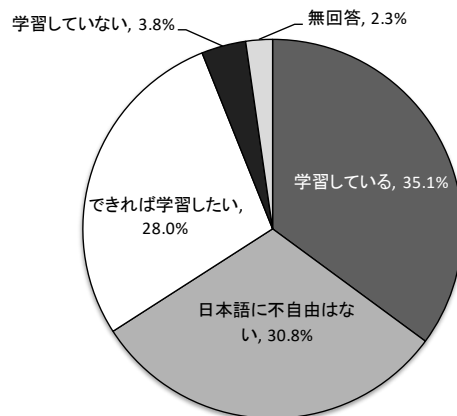
⑥ 日本の居住年数別のひらがなを読む能力 (N=429)



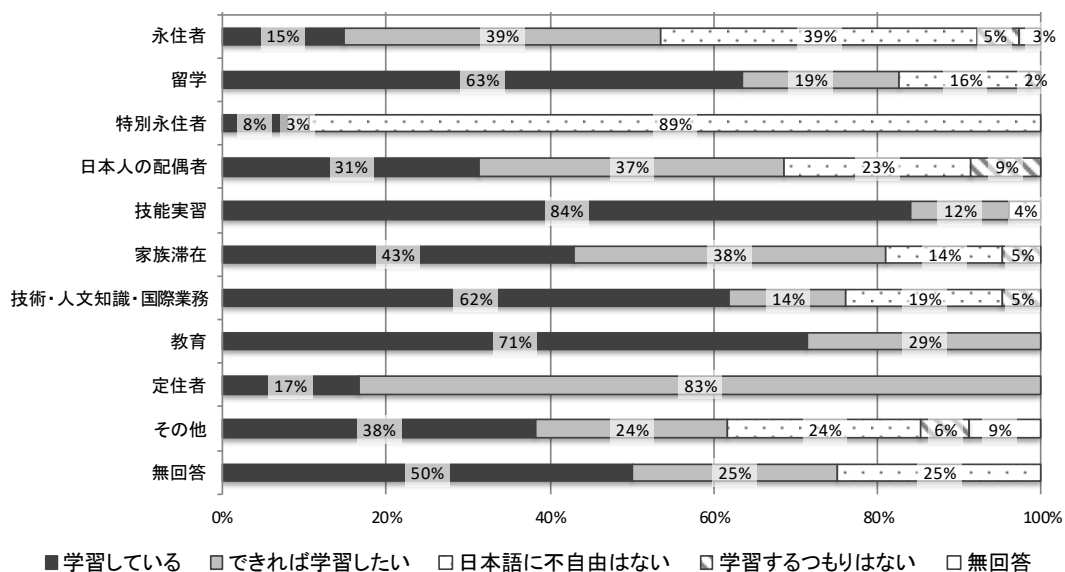
(4) 学習機会の不足に関するもの

① 日本語の学習状況

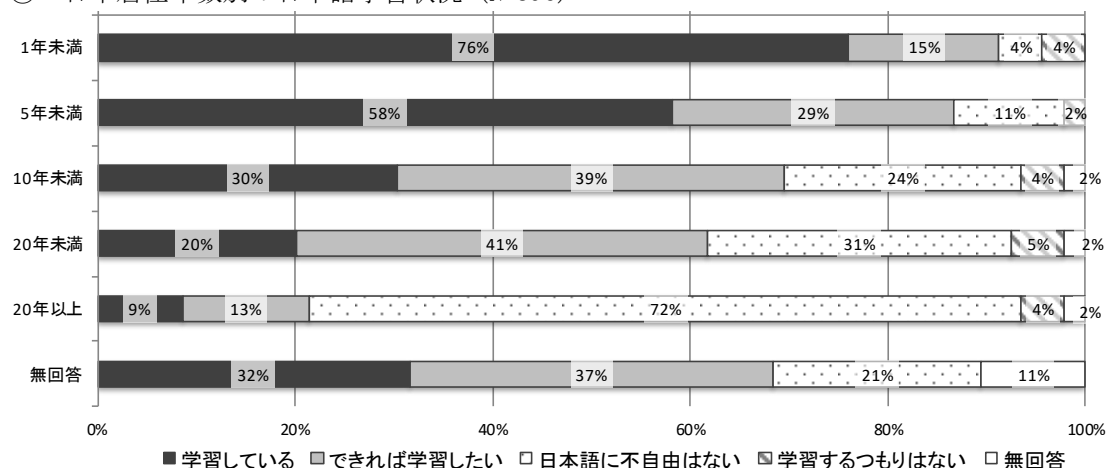
(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査 (N=396))



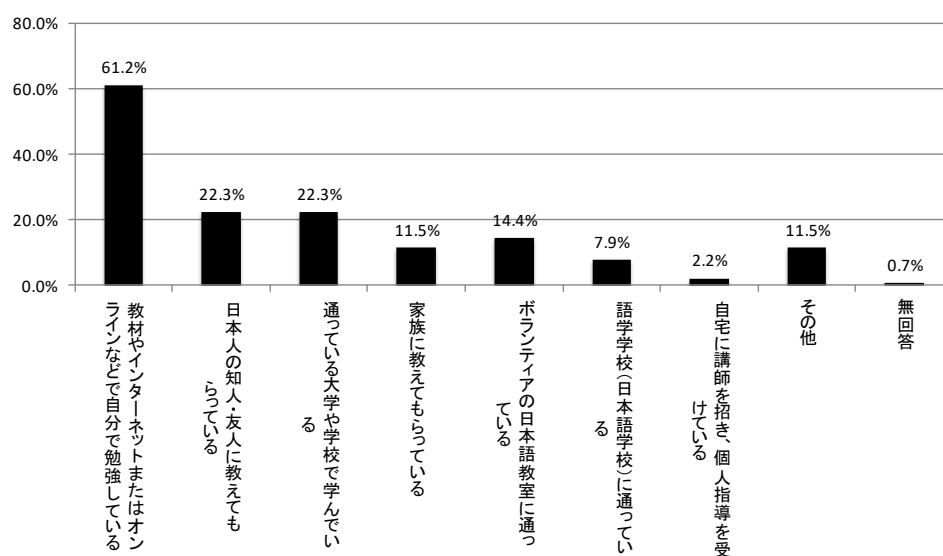
② 在留資格別の日本語学習状況



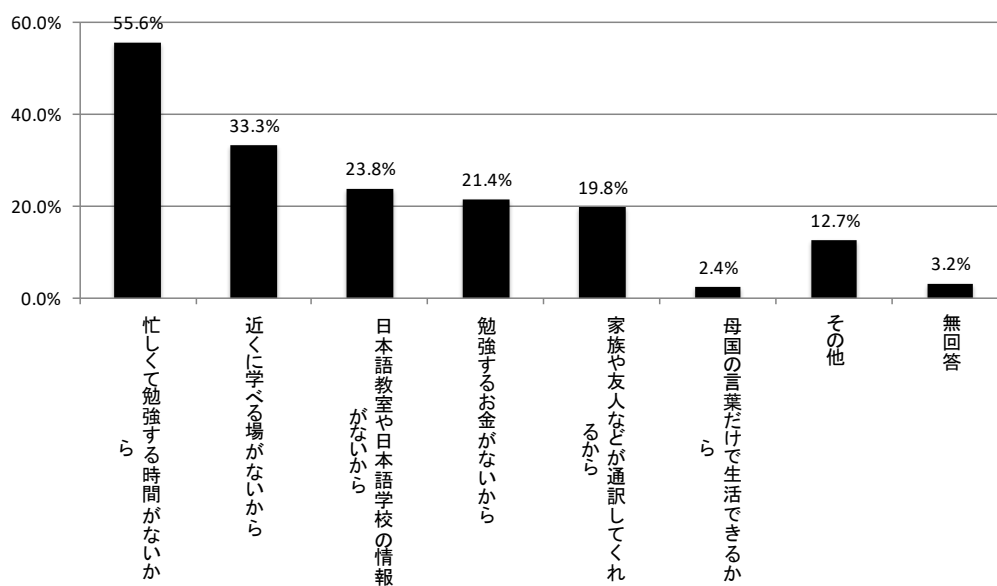
③ 日本居住年数別の日本語学習状況 (N=396)



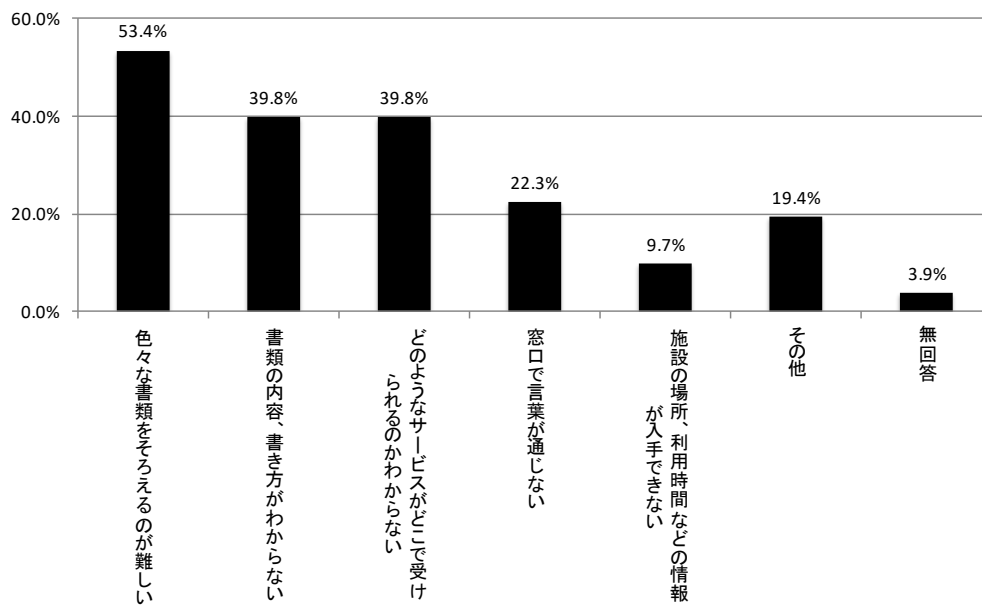
④ 日本語の学習方法 (複数回答 N=139)



⑤ 日本語を学習しない理由 (複数回答 N=126)

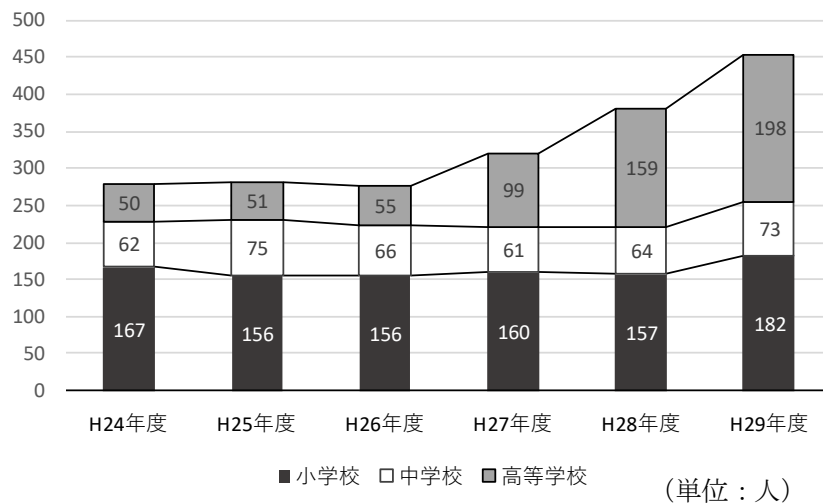


⑥ 行政施設を利用するときに困ったこと (N=103)



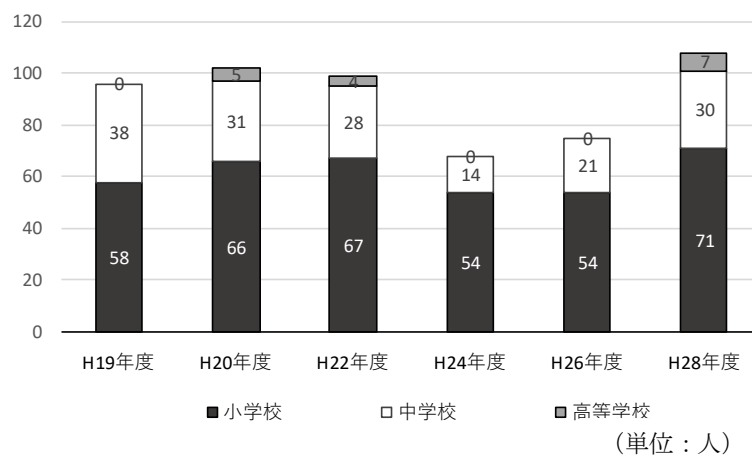
⑦外国人児童・生徒数

(学校基本調査 (文部科学省・宮城県データ))



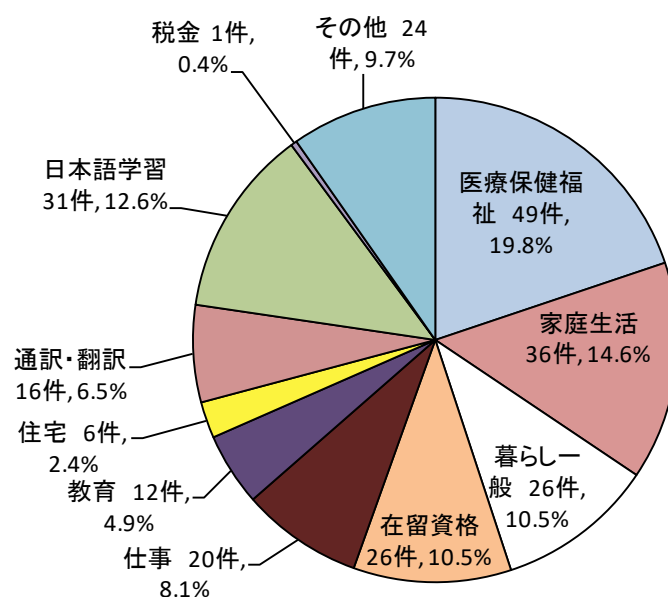
⑧日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況

(「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」(文部科学省・宮城県データ))

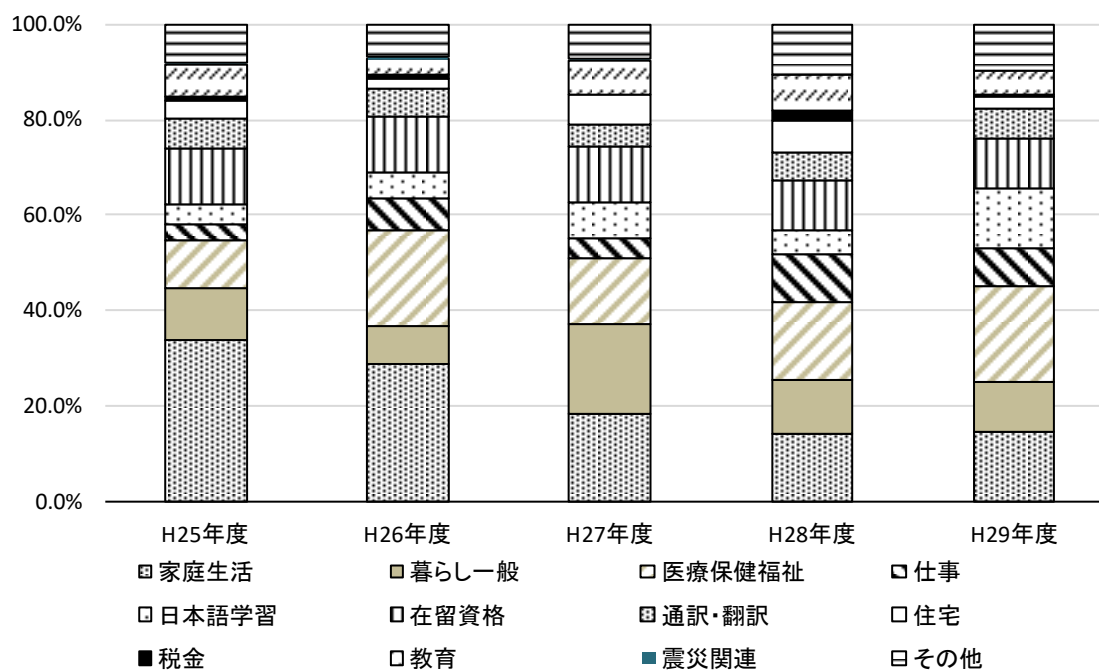


(5) 相談内容の変化に関するもの

① みやぎ外国人相談センターの相談内容（H29 年度：247 件）



② みやぎ外国人相談センターの相談内容の構成比の推移（H25 年度～H29 年度）



③ 子育てに関する悩み

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

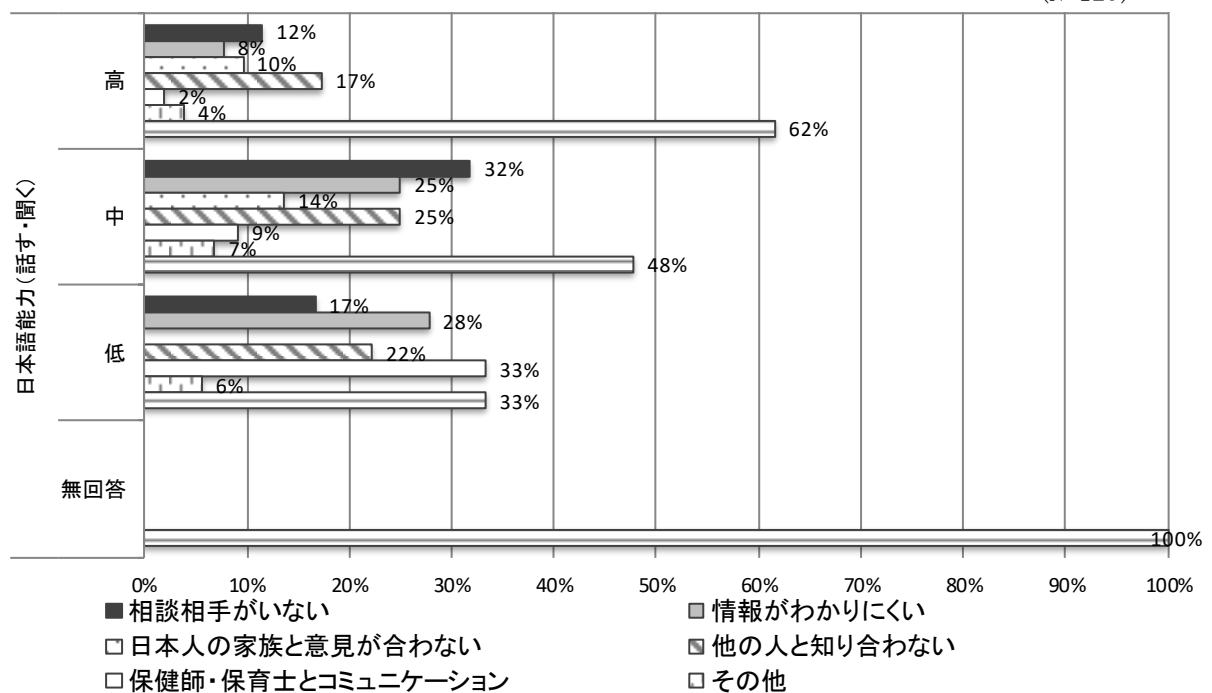
(N=129)

	N	%
子育てに関する悩みを相談できる相手がいない	23	17.8%
同じように子育てをしている人と知り合う機会がない	20	15.5%
子育てに関する情報が日本語なのでわかりにくい	11	8.5%
子育てについて日本人の家族と意見が合わない	24	18.6%
保健師や保育士などとコミュニケーションがとれない	11	8.5%
その他	6	4.7%
とくにない	62	48.1%
無回答	12	9.3%
計	129	100%

④ 日本語能力別の子育ての悩み

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(N=129)

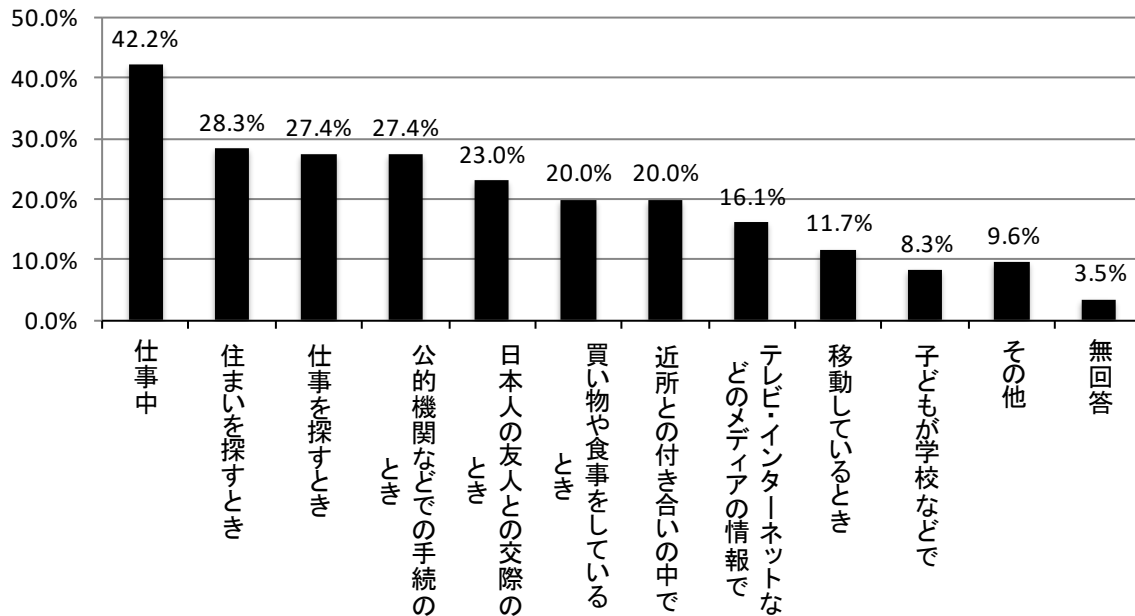


(6) 就労支援の必要性に関するもの

① いやな経験等の具体的内容

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

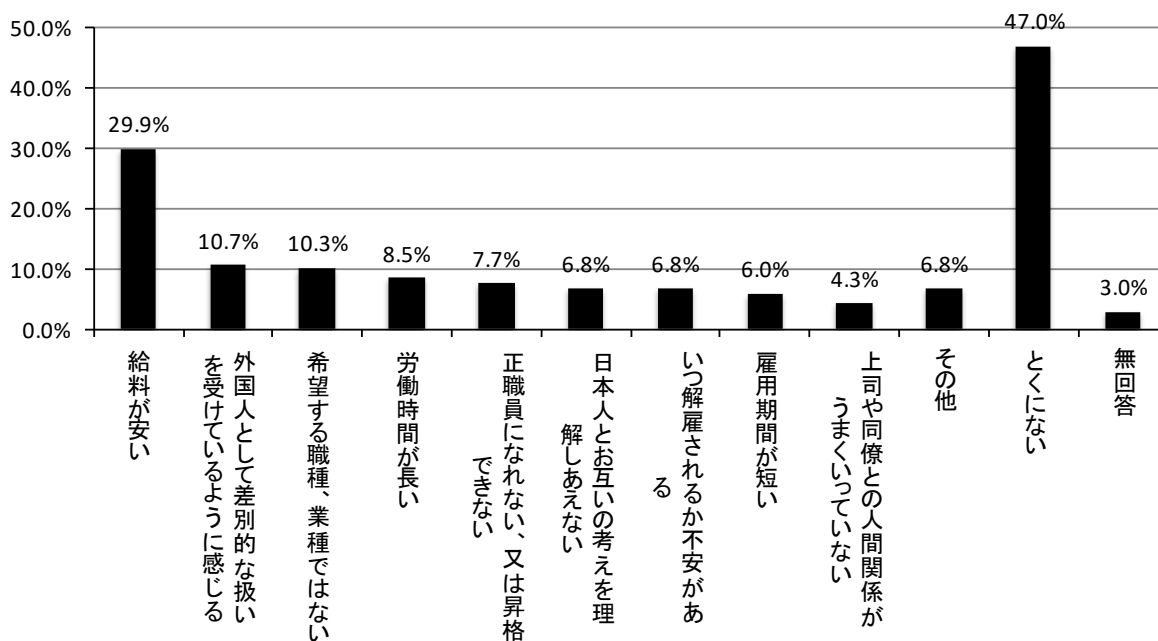
(複数回答 N=230)



② 仕事上の困りごと・不満の有無

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

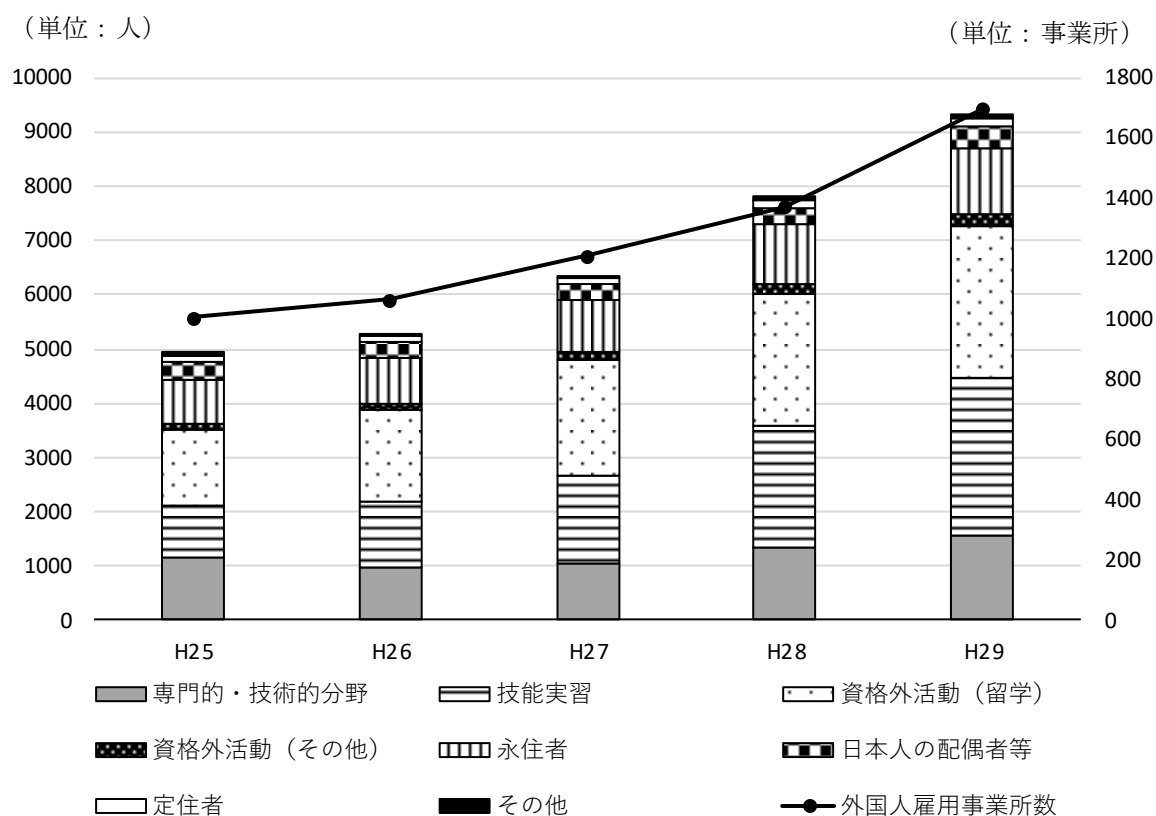
(N=234)



③ 外国人雇用状況の届出状況

(厚生労働省データ)

	H25	H26	H27	H28	H29
外国人雇用事業所数	1003	1065	1209	1372	1698
外国人労働者数計	4,935	5,272	6,355	7,804	9,337
専門的・技術的分野	1138	966	1057	1339	1567
うち技術・人文知識・国際業務	394	370	457	576	746
特定活動	24	23	24	40	68
技能実習	990	1230	1592	2234	2919
資格外活動（留学）	1384	1686	2159	2429	2796
資格外活動（その他）	112	109	147	184	198
永住者	817	838	947	1101	1232
日本人の配偶者等	316	289	289	318	376
定住者	131	106	111	130	150
その他	4,935	5272	6355	7804	9337

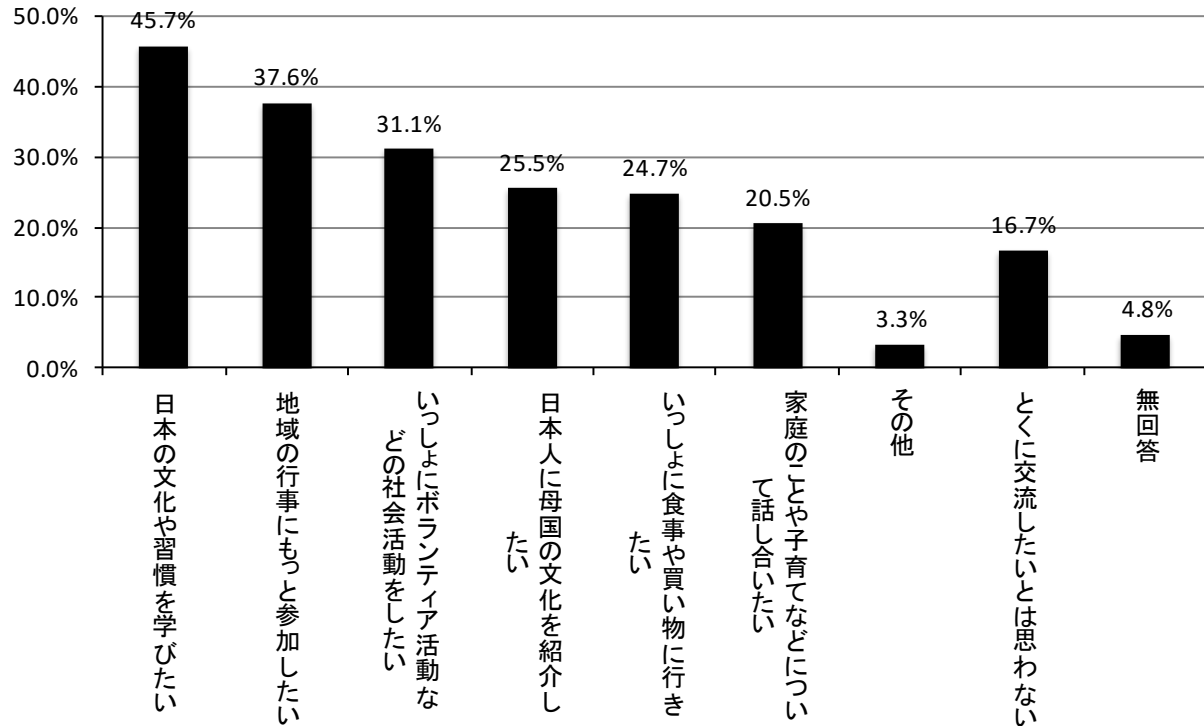


(7)文化・習慣等の相互理解の不足に関するもの

① 日本人との交流希望

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

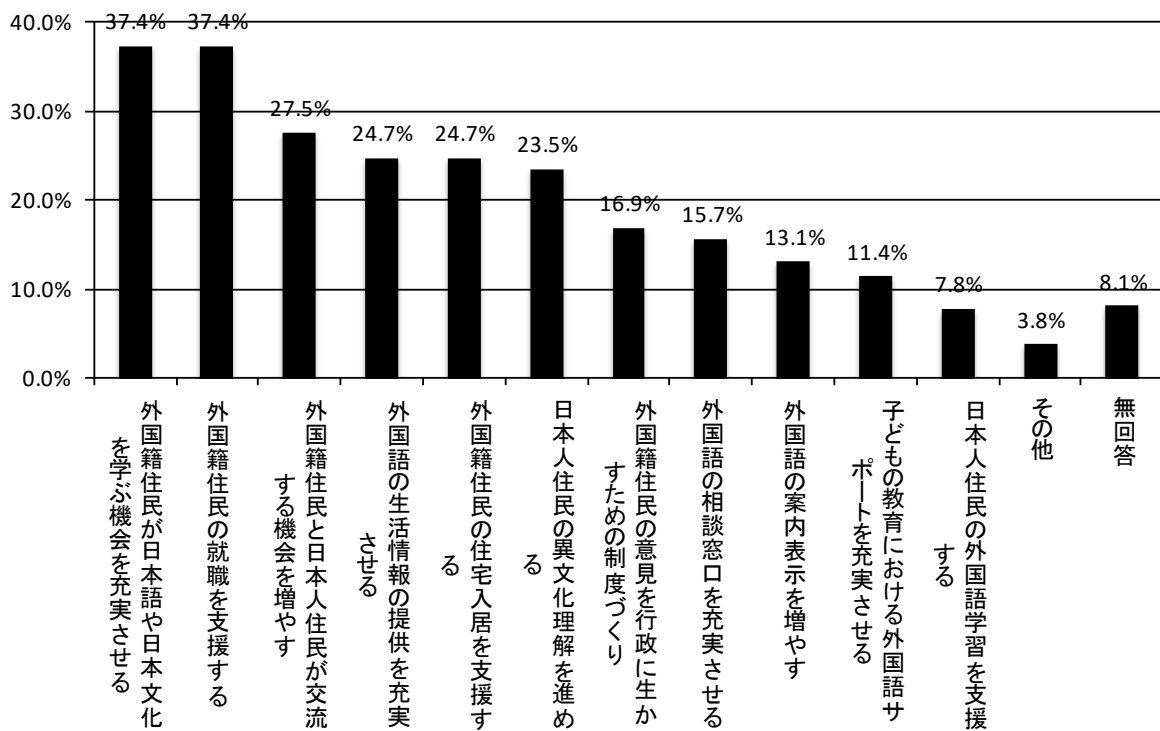
(複数回答 N=396)



② 行政に求めること

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

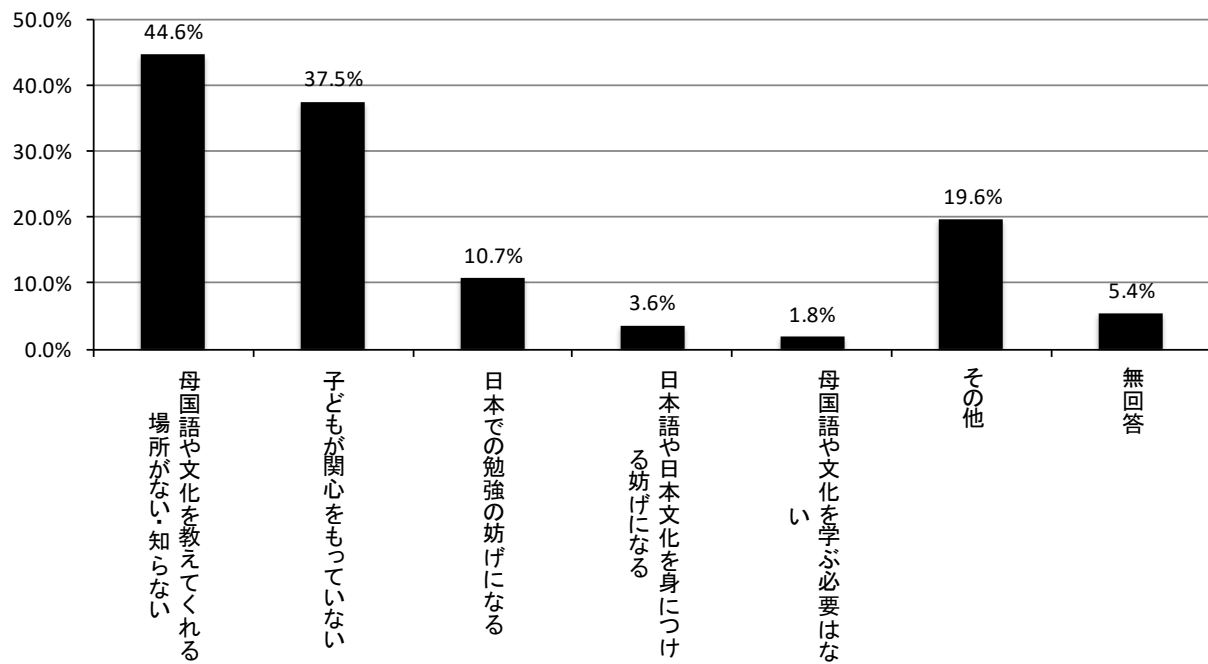
(複数回答 N=396)



③ 母国語・母国文化の教育

(平成 29 年度宮城県外国人県民アンケート調査)

(複数回答 N=129)



多文化共生社会の形成の推進に関する条例

平成十九年七月十一日

宮城県条例第六十七号

(目的)

第一条 この条例は、多文化共生社会の形成の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の基本となる事項を定めて総合的かつ計画的に施策を推進することにより、国籍、民族等の違いにかかわらず県民の人権の尊重及び社会参画が図られる地域社会の形成を促進し、もって豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「多文化共生社会」とは、国籍、民族等の異なる人々が、互いに、文化的背景等の違いを認め、及び人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会をいう。

(基本理念)

第三条 多文化共生社会の形成の推進は、豊かで活力ある社会の実現には国籍、民族等の違いにかかわらず、次の各号に掲げる事項が必要であることを旨として行われなければならない。

一 個人の尊厳が重んぜられること、個人の能力を発揮する機会が確保されること等により県民の人権が尊重されること。

二 県民が地域社会の対等な構成員として地域社会における様々な活動に主体的に参画すること。

2 多文化共生社会の形成の推進は、県、市町村、事業者、県民等の適切な役割分担の下に協働して行われなければならない。

3 多文化共生社会の形成の推進は、国際的な人権保障の取組に留意して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、多文化共生社会の形成の推進に努めるとともに、県又は市町村が実施する多文化共生社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、地域、職域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において多文化共生社会の形成の推進に寄与するよう努めるものとする。(多文化共生社会推進計画)

第七条 知事は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、多文化共生社会推進計画（以下「計画」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 3 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県多文化共生社会推進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

(市町村との協働)

第八条 県は、多文化共生社会の形成に関する市町村の役割の重要性にかんがみ、地域における多文化共生社会の形成に市町村と協働して取り組むとともに、市町村が行う多文化共生社会の形成の推進に関する施策に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民の活動を促進するための支援)

第九条 県は、県民が行う多文化共生社会の形成の推進に関する活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(教育の充実)

第十条 県は、多文化共生社会の形成の推進における学校教育及び社会教育の役割の重要性にかんがみ、その充実を図るよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十一条 県は、多文化共生社会の形成を推進するため、市町村、事業者、県民、関係機関、関係団体等と連携し、必要な体制の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第十二条 県は、多文化共生社会の形成の状況を把握するとともに、多文化共生社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施するよう努めるものとする。

(相談及び苦情の処理)

第十三条 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する相談及び苦情の適切な処理に努めるものとする。

(審議会の設置等)

第十四条 知事の諮問に応じ、多文化共生社会の形成の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県多文化共生社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第十五条 審議会は、委員十人以内で組織する。

- 2 委員は、多文化共生社会の形成の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、知事は、委員構成における国籍、民族等の多様性の確保に配慮しなければならない。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第十六条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第十七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第十八条 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を調査研究させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 前二条の規定は、部会について準用する。

(秘密の保持)

第十九条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営に関する事項) 第二十条 第十四条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(議会への報告)

第二十一条 知事は、毎年度、多文化共生社会の形成の推進に関して講じた施策を議会に報告するとともに、公表するものとする。

(財政上の措置)

第二十二條 県は、多文化共生社会の形成の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第二十三條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県多文化共生社会推進審議会の委員	出席一回につき	11,600円	6級
--------------------	---------	---------	----

宮城県多文化共生社会推進審議会委員名簿

任期 平成 30 年 2 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日
(針生氏のみ：平成 30 年 4 月 20 日～平成 32 年 3 月 31 日)

	所属・役職	氏 名
		あべ みちよ
1	仙台市立幸町小学校教諭	阿部 実智代
		い いんじゃ
2	東北大学大学院教育学研究科准教授	李 仁子
		いちのせ とものり
3	宮城教育大学教育キャリア研究機構 機構長	市瀬 智紀
		きん とうえい
4	行政書士金東暎事務所代表	金 東暎
		こせき いちえ
5	みやぎ外国人相談センター相談員	小関 一絵
		すえまつ かずこ
6	東北大学高度教養教育・学生支援機構 グローバルラーニングセンター副センター長	末松 和子
		たなか こういち
7	宮城労働局職業安定部長	田中 浩一
		はりう えいいち
8	宮城県中小企業団体中央会理事	針生 英一
		ふるだて ゆみ
9	東北大学大学院歯学研究科事務補佐員	古舘 由美
		みやざわ いざべる
10	東北医科薬科大学地域医療学教室助教 東北医科薬科大学病院総合診療科医師	宮澤 イザベル

五十音順・敬称略

第3期宮城県多文化共生社会推進計画

平成31年2月

宮城県 経済商工観光部 国際企画課

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2972 FAX 022-268-4639

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ftp-kokusai/>